

◎議 事 日 程（第3号）

平成26年12月 5 日（金曜日）午前10時00分 開議

日程第1 一般質問

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

◎出 席 議 員（20名）

1番	大野 則男 君	2番	山岡 幹雄 君
3番	石崎 たか子 君	4番	加藤 敏彦 君
5番	八木 一 君	6番	大宮 吉満 君
7番	近藤 武 君	8番	神田 康史 君
9番	杉村 義仁 君	10番	島田 浩 君
11番	河合 克平 君	12番	真野 和久 君
13番	吉川 三津子 君	14番	鬼頭 勝治 君
15番	大島 一郎 君	16番	鷺野 聰明 君
17番	堀田 清 君	18番	大島 功 君
19番	竹村 仁司 君	20番	高松 幸雄 君

◎欠 席 議 員（なし）

◎地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市 長	日永 貴章 君	副 市 長	鈴木 睦 君
教 育 長	加藤 良邦 君	会計管理者兼 会計室長	水谷 勇 君
総 務 部 長	石原 光 君	企 画 部 長	山田 喜久男 君
経済建設部長	加藤 清和 君	教 育 部 長	五島 直和 君
市民生活部長	永田 和美 君	上下水道部長	飯谷 幸良 君
消 防 長	小塚 良紀 君	福 祉 部 長	小澤 直樹 君

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	服部 秀三	議 事 課 長	佐藤 敏彦
書 記	山田 宗一	書 記	服部 陽介

午前10時00分 開議

○議長（鬼頭勝治君）

おはようございます。

本日は御苦労さまでございます。

御案内の定刻になりました。定足数に達しておりますので、ただいまから継続会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・一般質問

○議長（鬼頭勝治君）

日程第1・一般質問を続行いたします。

一般質問は、質問順位に従いまして、順次許可することにいたします。

質問順位9番の12番・真野和久議員の質問を許します。

12番・真野和久議員。

○12番（真野和久君）

おはようございます。

それでは、私の一般質問を行いたいと思いますので、よろしく申し上げます。

今回の一般質問に関しては、1つ目が来年度の市政運営や事業について、2点目が介護保険制度についてであります。きのうの一般質問の議論の中でも、企業誘致の件や介護保険等、幾つかの答弁がありました。重複する点もありますけれども、その点も含めて答弁をしっかりとよろしくお願いをいたします。

それでは、まず最初に来年度の市政運営と事業についてということで質問をいたします。

平成27年度、来年度の予算は現在編成中だとは思いますが、来年度新たに愛西市として取り組もうと考えている事業や、また廃止を考えている事業が現在あるのでしょうか。まずお尋ねをいたします。また、やはり今市民の皆さんにとって、非常に景気が悪い中で、公共料金などの市民負担の変更は大変大きな課題であります。できるだけ早く、そうしたことについては知らせていくことが必要です。考えていただくことも必要ですので、やはりその点でも、こうした変更が来年度に向けてあるのかどうかについて質問をいたします。

それから2つ目が、企業誘致の問題です。現在進められています南河田町の企業誘致用地の造成について、お尋ねをいたします。

11月に担当課へ問い合わせたところ、既に予算的にも市は水路改修などを予算化し、事業を進めていたにも関わらず、全体の事業規模や、また愛西市と愛知県のそれぞれの負担がどのようになるのかについての詳細は決まっていないというお話でありました。幾らできるだけ早く用地造成をしたいとはいえ、やはりこのような進め方は問題であると思います。そうした点から質問をいたします。

企業誘致については、まず第1に、この事業全体の事業規模は一体どのくらいになるのか。

また、県や市の負担分の詳細などはどうなっているのかについてお尋ねをいたします。また、これからのこの企業誘致のスケジュールがどのようになっていくのか。さらには、これを進めていく上での課題がどうなっているのかについてお尋ねをします。また、市はこの企業誘致によってどのぐらいの市税収入を見込んでいるのか、まずお尋ねをいたします。

それから3つ目として、親水公園体育館の利用についてであります。この間、こうした昔から指定管理によって体育施設は指定管理され、運営をされていますけれども、そうした中で、さまざまな要望とかにどのように応えていただけるのかに関して、非常にいろいろと疑問を持っている方もたくさん見えるところがありまして、そうした点を明らかにしていきたいというふうに思います。特に、親水公園体育館の利用に関しては、ある方から、メインアリーナ、要するに一番中心の体育場ですけれども、テニスのラインがないために、それを利用するときに、毎回そのラインをテープで引かなければならない。ぜひ改善してほしいという声が届いております。この間も、担当課には改善の要望などはしてきましたが、なかなかその点で明確にならない点もありますので、ぜひお尋ねをしたいと思います。また、体育施設が指定管理になっていることによって、施設の改善にかかわる市民の要望がどのように取り上げられて、また改善がされているのか。その中で市の管轄や管理者の管轄はどうなっているのかについてお尋ねをいたします。

2点目の介護保険についてであります。

介護保険制度に関しては、今期の介護保険制度の見直し、まさに改悪とも言えるべきものがありますが、課題としては、1つは、いわゆる予防給付の見直しの問題です。予防給付の見直しとは言いながら、実際には介護保険の負担を減らすために、市町村へ要支援者の訪問介護やデイサービスを、まさに丸投げをするというような状況であります。こうした問題や、2つ目には、特養ホームの機能の重点化と言いながら、実際には入所の対象者を原則要介護度3以上に限定をしてしまう。また、3つ目としては、一定以上の所得を持っている所得者の利用者負担の見直し。これは、介護保険がこれまで貫いてきた、まさに、いわゆる1割負担、定率負担というものを所得の線引きによって切り崩していくという意図があります。また、補足給付の見直しということで、特に施設利用者の中から資産要件などを追加することによって、まさに低所得者を締め出してしまうような可能性がある。こうしたことが今行われようとしています。そうした中で、まさにこうした見直しは、制度的にも、また費用負担の点でも、必要な介護がますます受けられなくなってしまうということが起こる可能性が出てきています。そうした中で、愛西市の介護保険制度について、前回は質問いたしました。今後3カ月たった中で、進んだ点も含めましてお尋ねをいたします。

まず最初に、第6期の介護保険事業計画を今愛西市は策定をしています。先日、新聞に名古屋市の介護保険料額についての試算が出されました。愛西市についても、当然来年度からの介護保険料額は変更になるということになってはいますけれども、この介護保険料額が幾らになるのかについてお尋ねをいたします。また、この保険事業計画の中では、先ほどの例えば予防給付の見直しなどの問題が大きくかかわってくるわけですが、そうした事業計画の中身や

施設の充足状況、また待機者の数、さらにはさまざまなサービスの充足状況や、事業者やあるいは利用者の負担の変更など、どのように検討されているのかお尋ねをいたします。

続いて2つ目は、来年度、来年4月からの介護サービスの変更で、まさに利用者の方々が困らないようにしていくということでもあります。特に、これまでサービスを受けてきた人と、また4月から新たに受ける人の間での差というものが出てしまうのではないかと懸念をされます。また、例えば要介護1、2の場合、特別養護老人ホームに入所できなくなりますけれども、しかしそれでも、認知症などさまざまな状況、あるいは家族の状況の中で、特別養護老人ホームに入所せざるを得ない状況の方は多く見えると思います。そうした中で、そうした方々への対応はどうなるのか。また、要支援1、2の予防給付の市への事業移管について、やはり前回のところでは、まだまだこれからという話でありましたが、サービス内容や単価、利用者負担などはどうなるのか。特に事業者の方にお聞きをすると、やはり単価などが決まらなければ、どう受けるかどうか決められないというような話もありましたので、そうしたことをどうなっているのかについてお尋ねをいたします。

また、要介護認定のあり方に関しても、今回、比較的軽度と見られる方に関しては基本チェックリストを利用して、要介護認定を省略してしまうということが行われるという制度ができますけれども、逆に言うと、これが必要な要介護認定が受けられなくなってしまう可能性も出てまいります。そうした点についてどうなのか、お尋ねをいたします。

#### ○企画部長（山田喜久男君）

それでは、真野議員の御質問に順次お答えをさせていただきます。

まず、私のほうから来年度予算の関係につきまして、予算編成に伴います取り組み状況について御説明をさせていただきます。きのうの吉川議員の一般質問でもありましたので、重複するかも知れませんが、よろしくお尋ねをいたします。

27年度の予算編成に当たりましては、従来よりありました総合計画における実施計画書の記載内容を見直して、現在進めさせていただいております。主要事業につきましては、27年度から29年度までの3カ年の事業見直しを立てた中で、これも財源を明らかにして、一般財源の圧縮とあわせて予算規模の平準化に努めているところでございますので、よろしくお尋ねをいたします。

次に、公共料金についての御質問でございます。今回の議会でも取り上げられておりますけれども、保育料及び介護保険料の見直しを検討しているところでございます。また、事務事業の見直しの中で、公共施設の使用料の見直しの検討にも入っております。これも、昨日の質問に答弁をさせていただいておりますけれども、ワーキングチームを立ち上げ、現在作業を進めているところでございます。今後の大きな方針としましては、現在、無料で開放している施設については、やはり受益者負担の原則に基づいて、応分の負担をお願いしていきたいというふうに考えております。私からは以上でございます。

#### ○経済建設部長（加藤清和君）

私のほうから、順次お答えをさせていただきます。

今後のスケジュールにつきましては、今年度都市計画決定、農振除外の公告を行い、27年度後半には造成工事に着手をしたいというふうに考えております。また、課題ということですが、企業庁と調整を図りながら、造成工事完了後、土地分譲が優良企業に速やかに完売できるように努めていきたいというふうに考えております。

この事業全体の事業規模の関係でございますが、全体の事業費といたしましては約33億円を見込んでおります。愛知県企業庁の負担が約30億円、愛西市の負担が約3億円となります。

市の増収の関係でございますが、収入の見込みであります。企業誘致が開発区域面積で7.3ヘクタールで試算をさせていただいております。企業用地に係る固定資産税の部分で、現在土地の固定資産税額が12万6,000円であるものが、企業立地直後におきましては、土地で約1,500万、家屋で2,700万、減価償却分で、償却資産として400万で、4,700万円程度を見込んでおります。以上でございます。

#### ○教育部長（五島直和君）

私のほうからは2点、お答えさせていただきます。

まず、1点目の親水公園体育館のメインアリーナのテニスラインの関係でございます。こちらにつきましては、親水公園メインアリーナは、現在多くの室内競技種目のコートラインが引かれておるのが現状でございます。メインアリーナでは、多数の各種大会が開催されているという現状でございますので、コートラインを新たに引くことによりまして、本来の室内競技種目において、わかりづらくなるというようなことが懸念されます。そうしたことを考慮いたしまして、テニスコートラインは引いておりません。しかしながら、親水公園体育館のサブアリーナには、テニスコートラインのほうを1面含んだ状態で引いてあります。また、親水公園の施設内には、屋外のほうにテニスコートが3面あると、そういうような状況でございますので、これらの施設を基本的には使用していただきたいというようなふうで思っております。

2点目の施設の改善にかかわる市民の要望についての関係でございますが、利用に係る要望につきましては、まずは、指定管理者が窓口となり対応をさせていただいております。ただし、市の判断を要するような案件、例えば大規模修繕であるとか、施設の新たな整備などについては、市と連携をして対応しております。市の管轄、管理者の管轄については、市と指定管理者との当初の協定に基づき、市が対応する案件としては大規模修繕や施設利用に関する団体等の後援であるとか、協賛の判断、また指定管理者で対応する案件といたしましては100万円以下の修繕であるとか、利用者に対する窓口業務等でございます。以上です。

#### ○福祉部長（小澤直樹君）

それでは、介護保険の関係についてお答えをさせていただきます。

まず1点目でございます。介護保険料は幾らになるのかという御質問でございます。現状の進み具合を申し上げますと、現在については、まだ介護保険料を決定はしておりません。御承知のとおり、第6期の介護保険事業計画につきましては、全国的な高齢化の進行でありますとか、それに伴います介護サービス等の対象者の増加、こういったものが見込まれる中、国におきましても高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住みなれた地域

で自分らしい暮らしを最期まで続けることができるよう、地域での包括的な支援、サービスの提供体制、いわゆる地域包括システム、これの構築を推進しているところでございます。こういった中、寝たきりにならないように介護予防でありますとか、地域で支え合い協力しながら暮らしていく地域社会の充実に重点を置きまして、誰もが住みなれた地域で安心して高齢期を送ることができるよう、現在策定委員会をお願いしております、こちらで御審議をお願いしている状況ですので、御了承いただきたいと思います。

2つ目の事業計画の中身でございます。具体的な施設の充足状況でありますとかいった関係でございます。施設につきましては、特養について待機者が出ております。本年8月末現在の特養の状況で申し上げますけれども、市内に4カ所の施設がございまして、待機者の合計といたしましては、重複のお申し込みも含んだ数字ではありますけれども、252人の方が待機をしてみえる状況でございます。サービスの充足状況についてでございますけれども、何をもってこの充足度をはかるのかというのが非常に困難ではございます。ちょっとこの点については、またもし具体的にこういったことが聞きたいということであれば、お申し出いただきたいと思います。

次に、事業の変更部分でございます。今回の制度改正の大きな柱が、おっしゃいましたように要支援1、2に該当する方の訪問介護、通所介護にかかわる部分が、いわゆる介護給付という仕組みから各市町村が行います地域の支援事業へ移行をいたします。また、負担の変更につきましては、主なものとしまして、現在介護保険サービスを利用されておりますと、利用者の負担として1割の負担、これをいただいておりますけれども、一定以上の所得のある方につきましては2割の負担になるといった改正が予定をされております。

続きまして、2つ目のところでございますが、要介護1、2の方について、特養に入所ができなくなる、原則として要介護3以上の方の入所に限るといったことになるわけではございませんけれども、これにつきましては、要介護1、2の方であっても、例えば認知症の重い方、障害の重い方がございます。そういったやむを得ない事情のある場合につきましては、特例的に入所ができるようになっております。これらの入所の判断につきましては、国において具体的な要件であるとか、手続について指針が作成されるといった予定でございます。なお、もう既に入所してみえる方については、引き続き入所が可能でございます。

次に、今回の介護予防給付のうち、制度改正の部分でございますが、訪問介護と通所介護が給付からいわゆる市町村の事業に移行になります。説明申し上げてきておりますが、全国一律の給付から市町村ごとに人員基準であったり、運営基準であったり、サービス単価、利用者負担、こういったものを設定することになります。これについて、いまだガイドラインは「案」がとれておりません。とれていないまま選挙戦に入ってしまったので、これについてはまだ今のところ「案」がついたままといったところになっております。これら介護予防給付に相当するサービス事業の委託に当たりましては、省令で定める基準に適合する者に委託をしなければならないといったことは規定がされております。サービス単価につきましては、現行の訪問介護、通所介護に相当するサービスとなりますので、国が定めてまいります。これも

予定でございますが、予防給付と同じ額を上限として、近隣市町村の様子も勘案しながら定めていくといった形になろうかと思っております。

最後になりますが、要介護認定のやり方が変わるといった部分でございます。これにつきましては、明らかに要介護度1以上と判断できる場合でありましたり、従来でいう訪問看護等の利用が必要な場合につきましては、これまでどおりの要介護認定申請を行っていただければ結構でございます。今回の制度改正におきまして、市町村の窓口相談がありました場合につきましては基本チェックリストを実施することで、必ずしも認定を受けなくても必要なサービスを総合事業の中で利用できるようになってまいります。ただ、要介護認定を受けていただくことを窓口で拒むわけではございませんので、その辺よろしく願いをいたします。以上でございます。

### ○12番（真野和久君）

それでは、再質問を行いたいと思います。

まず最初に、来年度の市政運営、事業についてということですが、先ほど企画部長のほうから答弁がありました。今後の方向性というところで答弁がありましたけれども、答弁者として市長も指定しておりますので、大事なことは、1つはやはり来年度に向けてどんな事業をやっていくのかということですが、特に新たな事業や廃止を考えている事業といったところでは、やはり市長提案として考えられているところもあると思いますので、そうした点をどのように考えているのか、答弁を本人のほうから、市長みずからお願いしたいと思います。

### ○市長（日永貴章君）

おはようございます。

それでは、私のほうから来年度の市政運営につきまして、若干答弁をさせていただきます。

先ほど部長も答弁させていただきましたが、平成27年度予算につきましては、現在予算編成中でございます。方針につきましては、今回の招集挨拶でも述べさせていただきましたとおり、普通交付税の合併特例算定がえの終了が近づきまして、その影響への対応が急務であるということで、その現実を踏まえつつ、平成27年度におきましては平成26年度同様、必要性、有効性、優先性、効率性の観点で、先例にとらわれることなく積極的に現事業の再確認、検証、見直しを進めてほしいということで、現在予算編成作業を進めさせていただいております。

昨日の質問にもありましたけれども、まずは、公共施設に対しての今後のあり方については、これは早急に、また積極的に取り組んでいきたいというふうに考えております。また、平成27年度においては、今も進めておりますけれども、がん検診の受け付けについては、今年度行なわせていただきましたが、ちょっと改善をして、さらに強化をしていきたいと思っております。また、企業誘致につきましても、御承知のとおり、少しずつ前に進んでおりますので、今後とも関係機関との連携を強化しながら、力点を置いて進めていきたいというふうに思っております。

そのほかにつきましては、現在予算編成中でございますので、細かいことは申し上げる状況ではありませんけれども、行政と市民がともに経験と知恵を出し合って取り組んでいかなければ

ばならないということで、職員一丸となって現在編成作業を進めておりますので、御理解をいただきたいというふうに思っております。以上でございます。

**○12番（真野和久君）**

今、市長のほうからは、来年度に向けてというところでの具体的な問題としては、公共施設のあり方の検討、それからがん検診の受け付けの改善、あと今進められている企業誘致という話でありました。公共施設のあり方に関しては、先ほどのいわゆる、きのうのお話にありました計画を整備していくということではないかというふうに思いますが、がん検診に関しては、具体的にはどのように改善していくかというのはあるのでしょうか。

**○市民生活部長（永田和美君）**

今のところ、まだ予算の確定はしてございませんけれども、一応、昨年いろいろ初日に大変多数の方から申し込みが入りましたので、今回は分散するような形で3種類ぐらいの対応で考えていきたいと思っております。まだ最終的に決定はしてございませんが、そのような3種類ぐらいの対応策で何とか緩和するような受け付け方法で、今考えておるところでございます。以上です。

**○12番（真野和久君）**

わかりました。

あと、先ほどの企画部長の答弁の中で、介護保険料の見直し、それから保育料の見直しという話がありましたが、ただ保育料の見直しに関しては、質問は来年度という話だったので、いう中で言うと、9月議会のところでも、来年度の保育料に関しては、来年度はまだ見直さないよと、所得のやり方によってちょっと一定変わってくるところはあるけれども、基本的に見直さないという話だったんですが、その点を確認したいと思っております。

**○福祉部長（小澤直樹君）**

この点につきましては、今議員がおっしゃいましたとおりでございます。9月議会でも答弁させていただいておりますが、来年度に値上げをする計画はございません。ただし、制度改正、子ども・子育て支援新制度のスタートをすることに伴いまして、徴収金の基準額の階層区分を従来の所得税額を基準にした階層区分から、市町村民税の所得税額を基準とした階層区分に変更がされる。これについては、変更が来年4月からされます。御存じのように、市町村民税につきましては、所得税額とほぼ連動をしておりますので、微妙な線で差が出るところはあるかもしれませんが、基本的に従来と変わらないといったところで現在進んでおります。以上でございます。

**○12番（真野和久君）**

ということは、9月答弁のとおりでよろしいということですね。わかりました。

それから3つ目に、来年度以降の問題として、来年度の方で、1つは施設利用料の見直しについてというのがありましたけれども、今後、施設利用についてどのように考えていくのか、ちょっとお話をしたときには、例えば体育施設や何かを含めたところでの利用料の見直しをしますという話がありましたし、またそうした具体的な中身と、それからあといつごろまでにそ



うしたことを決めていくのかについてお尋ねをします。

#### ○企画部長（山田喜久男君）

まず、方向性としましては、先ほど申し上げたように、無料で現在利用していただいている施設がございます。先ほど、議員のほうから体育施設ということもございましたけれども、体育施設、グラウンド等の利用料、こういったものも見直していかなければならないと思っていますし、学校開放を行っております。こういったものも見直しの対象ということでございます。また、いつまでということもございますが、早急に進めよという御指示もありますので、今ワーキングチームの中で、これもきのうお答えさせていただきましたけれども、来週、そのワーキングチームのほうから中間報告を受けます。そして、最終的には行革本部会議のほうで決めて、おそくとも今年度中には決めてから、その後、周知期間等が要りますので、来年度のいつごろかということはまだ未定でございますけれども、できるだけ早くそういったお知らせができればいいのかなあというふうに考えております。以上です。

#### ○12番（真野和久君）

施設利用料の見直しということですが、やはり当然公共施設の利用というのは、利用される方々が利益を得るという一つの考えもありますが、もう一つとして、やはり愛西市の中の例えば文化的な進展とか、それから体育でもそうですけれども、そうした市民の皆さんがスポーツに取り組むことで健康になったりとか、あるいはスポーツ振興というようなことを、当然市として考えていく中、推進をする中での施設だというふうに思いますので、例えば図書館が無料というのも全国的にそうですけれども、それも当然市民の文化的な教養を高めてもらおうとか、そうしたことに向けてもらおうとかという意味で行政サービスとしてやっている部分がありますから、そういった点で、無料だから悪いんだということではないと思うんです。ただそうした中で、やはり受益者負担という考え方が非常に今強まってきていますけれども、そうした観点、やっぱり文化とかそれからスポーツとかの愛西市の中での市民や市の振興ということを含めながら、施設の問題ということは考えていただきたいと思いますので、その点はやはりしっかりと考えながらやっていきたいと思いますが、どうでしょう。

#### ○企画部長（山田喜久男君）

今議員が申されたことも含めて、総合的に今検討を進めている最中でございますので、御理解を賜りたいと思います。ただ、県下の類似団体から見ますと、私どもは使用料が収入として非常に少ないという状況も把握しているところでございますので、そういった文化的とか健康保持とかそういったものも含めて、総合的に検討していきたいというふうに考えております。以上です。

#### ○12番（真野和久君）

では次に、企業誘致の問題について行きたいと思います。

先ほどの中で、愛知県が30億で、愛西市が3億円という話がありましたが、具体的にどの部分を担っていくのかということについてお尋ねをいたします。

#### ○経済建設部長（加藤清和君）

愛知県の企業庁の30億円と愛西市の3億円の内訳ということでございますが、この30億円分につきましては、用地の取得費、造成工事、上水道のつけかえ工事等となっております。愛西市の約3億円の負担部分でございますが、今年度は地区計画の策定業務、土壌調査業務、農業振興地域の整備計画書策定業務、埋蔵文化財本調査。本年度以降になりますが、埋蔵文化財の2次整理及び報告書の作成、水路のつけかえ工事、市道12号線の整備工事の内容となっております。

**○12番（真野和久君）**

愛知県のほうについてですけれども、基本的に考え方としては、愛西市が周辺整備をして、県のほうが土地の造成と販売を行うということだというふうには思いますが、この前聞いたところでは、県の30億によって販売をする。販売をした場合の、県としてどのぐらいの利益が上がるかについては、よくわからないという話がありましたけれども、本当にそうなんですか。

**○経済建設部長（加藤清和君）**

今議員が言われるように、まだ詳細の部分については、分譲価格という面で確認はしておりますが、まだ幾らということは決めていない状況ですが、当然今までも御説明させていただいておりますように、稲沢の平和地区の分譲価格の影響等がありますので、そういうものを見た中で企業庁として利益を上げる形の中で分譲価格を設定したいと、このように確認はしております。

**○12番（真野和久君）**

確認ですけれども、基本的には販売は県が行うので、その販売という部分について、仮に売れ残ったときに関しても、その負担は県が行うということで考えてよろしいのでしょうか。

**○経済建設部長（加藤清和君）**

真野議員が言われるように、売れ残りということは考えておりませんが、もしそういうような場合があったにしても、市の負担はございません。

**○12番（真野和久君）**

そういう点でも、愛西市が負債を抱えるということはないかもしれませんが、やはりせっかく周辺整備で3億円をかけ、また先ほどの税収の説明でもありましたが、全部ちゃんと売れて、工場がちゃんと建って、稼働していただければ、固定資産税もかなり入ってくるんですけども、例えば、そうではなくて売れ残ってしまうと、今いただいている田畑の固定資産税分は入ってこない。逆にその分損になってしまうというような問題もありますので、ちょっと目先の話ですけれども、そういったことにならないようにやっていく必要があると思います。きのうのお話にもありましたが、完売できるようにと言いますがけれども、やはり企業に来てもらわなければならないので、そうした点で愛西市としてはどのように努力をしていくかについてお尋ねします。

**○経済建設部長（加藤清和君）**

今議員が言われますように、大野議員さんからもそのようなことも指摘は受けておりますが、当然市としては、完売できて企業立地ができて完了と、こういうふうに思っておりますので、

当然そういう形の中で、事前に今いろいろな形の中でパンフレット等を作成して、市内・市外をトップセールスをもっていろいろ回っております。また、私においては、東京、名古屋へいろいろそういうような開催されるイベントに参加をさせていただいて、その中においても、愛西市にこういうような土地があるというようなことで、いろいろPRもさせていただいている状況であります。

#### ○12番（真野和久君）

そういう努力をしていくのは、当然やっただけでなければいけないんですけども、ただ企業誘致の問題というのは、特に企業の側からすると、将来的に、将来に向かって用地確保していくというような、例えばトヨタなんかはそういった形でいっぱい大きなやつをやっていますけれども、と同時に景気動向とかを見て、目先のところで、一、二年のところで新しい工場をつくったりだとか、移転をしたりとかというようなことになっていく場合が結構あるんじゃないかと思うんですが、そういうところでいくと、なかなかこれからPRをしていくといっても、即、造成したらすぐ建てますよみたいな確約がなかなかとれないというような部分もあると思うんですね。その点は、私は非常に考えていかなきゃいけないというふうに思うし、大手の企業が愛西市に来てもらうということもそれはそれとしていいんですけども、愛西市の中の企業に大きく発展してもらうことのほうが、やはり大事だというふうにも思えますので、そういったところについては、どのように考えますか。

#### ○経済建設部長（加藤清和君）

準備の段階で、市内企業については、市長と一緒にいろいろPRをさせていただいておりますし、また先ほどもおっしゃっていただいたように、準備の段階で市のほうとしては、造成がいつから始まり、完成がいつごろだというような計画の中で、いろいろ企業にもPRをさせていただいております。

#### ○12番（真野和久君）

あと、この間ずっと企業誘致という中で、いわゆる税制とかの優遇制度というような話が検討をしていますよというのがありました。ただ、特に昨今の企業誘致の中で問題になっているのは、固定資産税とかの減免もして、特に長期にわたってした場合に、それが切れたらすぐに撤退というような事例とかもあるわけで、やはり愛西市にとって、来てもらうことは大事なんですけども、やはり愛西市にちゃんと根をおろしてもらって、企業活動をやってもらう、生産活動をやってもらう、そういう中で愛西市の雇用や何かもふやしていくということがやっぱり大事なので、そうしたことについてはどのように今考えていますか。

#### ○経済建設部長（加藤清和君）

議員言われますように、現在検討中ではありますが、優良企業の製造業になるべく来ていただけるようにいろんなPRをさせていただきたいというふうに思っております。これにつきましては、雇用促進だとか、そういうものにもつながるといことも考えております。そのほかに、緑地面積率の緩和規制だとか、そういうものも踏まえた中で、より企業が来ていただきやすいような形の中で優遇制度を考えていきたいというふうに思っております。

## ○12番（真野和久君）

ぜひ、安易に減免をすると、固定資産税制の面で優遇をすとか、そういうところで減免をすると、そういったことではなくて、できるだけ地におろしてもらって、継続して企業をやってもらえるような形でやっていただきたいというふうに思います。と同時に、やはり企業誘致に関しては、特にどういう企業かということが非常に重要で、先ほども食品という話がありました。この前、醸造関係のところ、知多のほうで排水の問題がありました。そうしたことも含めて、やはり愛西市にとって、来てもらう企業というのは、愛西市の環境とか、特に周辺も含めた環境などに配慮した形というようなこともあると思いますので、そうしたことや規制などとかについてはどのように考えていますか。

## ○経済建設部長（加藤清和君）

もちろん、議員言われますように、市にとってプラスということでなければ、企業誘致の意味がないというふうに思っております。また、当然地域環境も考えた中で、建築物の制限条例等、こういうものについても並行して考えていくということで、吉川議員からも提案がありましたように、地域にとって、環境にとって、全てのものについてなるべく実態に合った形の中で整理ができればということで、いろいろな制限条例も踏まえた中で検討はさせていただいております。

## ○12番（真野和久君）

ぜひ、そうしたきちっとした条例などの整備もやっていただきたいというふうに思います。

その次、では、親水公園体育館の話に行きたいと思います。

先ほどの答弁の中で、ほかのところを利用していただければというような話がありましたが、やはりさまざまなお話を聞くと、特に親水公園のメインアリーナというのは、テニスコートが2面とれるということが利用の点で非常に使いやすいということで、なかなかインドアでのテニスをやろうと思うと、ほかのところだとサブアリーナも1面しかとれないということで、やはりグループで活動をしていく上で、2面とれるところというのは非常にかえがたいということで、ぜひお願いをしたいんだという話を伺いました。やはり線を引くだけ引いて、また外したりするだけでも実際活動している中の30分ぐらいかかっちゃうというのもあって、それが毎回続くのは非常にづらいというような切実な訴えでした。じゃあ、テニスは外にテニスコートがあるじゃないかというふうに言われますが、ただ、やはりメンバーの方の年齢とかも考慮しながら、特にそのグループの方々は、冬の寒い時期とか、夏の非常に暑い時期、やっぱり熱中症とかの心配もあるので、やはりインドアでやっていくということがどうしても必要なんだということでありましたので、やはりそうした必要性ということを考慮して、ぜひ利用しやすいようにしていただきたいなというふうに思います。ラインについても、サブアリーナのほうはちゃんと青、白、黄色とちゃんとあるわけで、別にメインだから、ほかのところがよく使うから引けないということでもないと思います。やっぱりあといろんなインドアでのテニスの大会とかもやられたりとかという話も伺っていますので、というのもあるんですけどどうでしょう。というのはいんですかねえ。というようなことのお話もありました。そういったことも

含めて、やはりメインアリーナでテニスをやれますよと愛西市がうたっている以上、そうしたことが、実は線を引かなきゃやれませんかでは困りますので、再考をしていただきたいと思いますが、検討のほうはどうか。

#### ○教育部長（五島直和君）

まず、利用される方々がその都度ラインを引かれるということの煩わしさというのは理解できる部分もあるんですが、基本的にまず1点、先ほどお答えしました、屋外も利用という基本的なスタンスはあるんですが、今議員がおっしゃられるように、そりゃ体力的にとか、そういうことでインドアでということになるならば、愛西市内、まだ立田体育館のほうにも1面引いてありますし、また佐織体育館のほうでは2面引いてあります。そういうような施設の有効的な利用というのも考えていただきたいなあというふうに思っております。また、インドアの大会というような話もちよっと今出ましたが、基本的にテニスの場合、屋外での公式的な大会というふうに私どもは承知しており、親水公園の中での公式大会というのはちよっと把握しておりません。よろしくお願ひしたいと思ひます。

#### ○12番（真野和久君）

あとお話としては、特に利用する際に、施設管理者のほうにはぜひラインを引いてほしいという話は何度もこれまでもやってきたというお話でした。なかなか管理者のほうが言うには、市との話とか、上からの話がというような話で、なかなかやってもらえないということでしたが、やはりそうした点で、しっかりとどういうふうにして今対応しているのかというようなことも含めた、ちゃんとした対応をしていただきたいと思ひますので、その点も含めて考えていただきたいというふうに思ひます。

じゃあ、あとちよっと時間もありますので、介護保険制度について質問をしたいというふうに思ひます。

先ほどの最初の質問の中で、いわゆる第6期の介護保険事業計画に関してですけれども、まだ検討中というお話でありましたが、ただ、やはり早いところ決めていかないことには、今後きちっとやっていくことができなくなりますので、次期の保険料額とか、いつごろ明らかになるのでしょうか。また、この現状を愛西市の介護保険事業ですが、第5期までの中で、積立金等の状況はどのようになっているのでしょうか。

#### ○福祉部長（小澤直樹君）

保険料につきましてですが、第6期の保険料額につきましては、今後、年明け以降に再び策定委員会、検討中ではございません、策定委員会をお願いをしております、まだ策定委員会にお諮りをしていないという状況でございますので、年明け以降の策定委員会において御審議をいただきまして、その後パブコメを実施させていただきたいと思っております。その後、2月中には原案を確定し、3月議会で保険料についての御審議をいただきたいといった考えで現在進めております。

2点目の積立金におきましては、現時点で3億2,000万ほどの積立金がございます。以上でございます。

## ○12番（真野和久君）

保険料がいろんなさまざまな報道等も含めまして、やはり保険料がかなり上がっちゃうんじゃないかというような話が今非常に心配されていますので、やはりできるだけ早くしっかりと明らかにするということが大事だと同時に、やはり保険料をいかに抑えるかということも努力していただきたいというふうに思います。そういう点で、例えば基金をどういうふうに使っていくのかとか、また保険料負担が非常に重くなっている中で、この間も保険料率などの段階変更なども行っていきまされたけれども、その点を今後、今回の改定によってどのようにやっていくのか、また国のほうもそうした保険料等介護保険事業に対して、今までは、いろんなお金を入れるなというような話もありましたが、国そのものは、一定入れざるを得ないような状況に今なってきているという中で、愛西市として市独自に何らかの支援ができないか、その点についてどのように考えているのかお尋ねします。

## ○福祉部長（小澤直樹君）

保険料の段階変更でございます。これにつきましては、現在11段階で運営をさせていただいております。この点につきまして、国のほうの動きでございます。国のほうとしましても、所得水準に応じたきめ細かな設定をしたいということで、標準の段階を今回6段階から9段階への変更、こういったものを国のほうで予定してきております。また、低所得者の方々への負担軽減としまして、一部公費負担をするといったことも国のほうは言っております。この国の基本的な段階が6から9に変更されることに伴いまして、我々が使っております11段階のこの段階についても見直しは必須ではないのかなあとということで思っております。なお、市からの独自の一般会計からの支援でございますが、これにつきましては、従来どおりその考えについては持っておりません。以上でございます。

## ○12番（真野和久君）

特に、今選挙ということと、それから消費税の増税が延期をするというような中で、介護保険の、先ほどの低所得者とかに関しても、やらないかもしれないよというような話し合いは出てきています。そうした中で、本当に今介護保険料、それから次期、今度は2割負担というような話も出てきていますので、負担も含めて介護保険、とても安心して利用できないというような状況にさらになりつつあるというふうに思いますので、ぜひそうした負担軽減の問題などについての対策をお願いしたいというふうに思います。

あと、先ほどの中で、施設待機者について、200人程度見えますよというような話もありましたが、今度の第6期の中で、その解消という問題についてどのように考えているのかということ、それから利用料の2割負担というのがありましたけれども、これもまだ所得をどうするのかということも多分具体的には出てこないかもしれませんが、どのぐらいの人が2割負担となるのかについてお尋ねします。

## ○福祉部長（小澤直樹君）

まず、第1点目の施設の待機者の解消についての見通しということでございます。現在、市内につきましては、特養が4カ所、老健施設が1カ所、グループホームが3カ所ございます。

この中で、特養の待機者が、先ほど言った待機者がいるということでございます。一方、海部の圏域においての状況を見ますと、新たに施設の計画がされておりまして、弥富市で60人規模、あま市で100人規模、大治町で120人規模の特養が予定をされております。こういった周辺の状況も踏まえながら待機状況も見ていきたいと、計画についても策定をしまいたいということで考えております。

それから、2点目の利用料の2割負担の対象者でございます。厳密な意味で、この数字については現在のところ知ることができません。これについては、所得要件の抽出条件をシステムの中に入れて抽出するというのを予定はしておりますけれども、まだ間に合っておりません。国のほうの基本的な考え方としましては、合計所得金額160万円以上の方ということで、被保険者の上位の20%といったところになるのではないかとことは言われております。以上でございます。

### ○12番（真野和久君）

あとは、特養の来年4月からの関係ですけれども、特別養護老人ホームへの特例入所について、国のほうが基準を示せばという話がありましたけれども、やはり本当に困っている方々をいかに対応するのかというのは非常に大変だと思いますので、そうした点で、愛西市として、その点しっかりと対応を親身になってやっていただきたいなというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

あと、介護予防生活支援サービス事業についてですけれども、事業内容、それから事業者への指導ということですね。また、利用者が専門的な、あるいはその人に合ったサービスが受けられるように市がかかわっていくということが大事になっていきます。先ほどの計画の中でというふうな話もありましたけれども、まず手を挙げてもらうところがどこにあるのかということで、そこをどうするのかということもそうですし、本当に必要なサービスをちゃんと充足してやれるのかということがやっぱり大事だと思いますので、具体的にそこをどうするのかはまだまだ難しいというのは、9月の段階でもなかなかこれからだという話がありましたが、やはりそこを早く決めていただきたいなというふうに思います。

それから、こうした新事業への移行というものの時期に関しては、一応現行制度で2017年の3月まではやれるというようなこともあるので、とにかく整備しなきゃならないからどんどん移行してどんどんやっていきますというふうではなくて、ぎりぎりまで現状の制度を活用しながら十分な体制をつくっていくことが必要だというふうに思いますけれども、その点についてはどうでしょうか。

### ○福祉部長（小澤直樹君）

この新しい総合事業への移行につきましては、おっしゃるとおり、29年4月までに全保険者が実施するといった目標がございます。これらの円滑な移行のために準備期間が必要でありますので、29年4月までの一定の時間をいただきまして、受け皿の整備に取り組んでいたり、新しい総合事業への移行をしていきたいといった考えで進めておるものでございます。以上でございます。

○12番（真野和久君）

ぜひ、ぎりぎりまでうまく活用しながら整備をしていくことをお願いしたいというふうに思います。本当に今回の介護保険に関しては、制度的に非常に問題があるということと同時に、特に介護保険財政という問題の中から、国のほうは効率的にとっ言っていますけれども、実際には切り捨てるというようなことも、いかに切り捨てる所を切り捨てられるかというようなところで対応されているところもありまして、特にさまざまな自治体の例として、認定作業のときに、さっきの基本チェックリストを前提とするという中で、本人にとっては希望したサービスがなかなか受けられなくなる可能性が出てしまう。特に、要介護度1と要支援の2の境というのは非常に微妙なところもあるので、そういう中で、利用者にとってまた申請者の立場に立ってしっかりと対応してもらおうということがますます重要になってきているというふうに思いますので、その点をしっかりとやっていただくことを要望いたしまして、私の質問を終わります。

○議長（鬼頭勝治君）

これにて12番議員の質問を終わります。

ここで休憩をとります。再開は11時10分といたします。

午前10時58分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（鬼頭勝治君）

休憩を解き再開をいたします。

次に、質問順位10番の20番・高松幸雄議員の質問を許します。

20番・高松幸雄議員。

○20番（高松幸雄君）

議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、愛西市における学校教育について4点、質問いたします。

まず1点目は、青少年のインターネット依存対策についての質問です。

厚生労働省は、インターネット依存に関する調査を全国の中高生を対象として、2012年10月から2013年3月に実施し、中学生約3万9,000人、高校生約6万2,000人から回答を得、2013年8月に調査結果を発表しました。調査では「問題や不安から逃げるためネットを使うか」など、8問中5問以上に当てはまると依存の疑いが強いと分類。その割合は、中学生の6%、高校生の9%で、中高生全体では8%となり、全国の中高生数で計算すると約52万人と推計しています。また、男女別では、女子10%、男子6%で、女子の高い理由は「チャットやメールを多く使うため」としています。日常生活や健康への影響は「睡眠の質が悪い」が59%と、依存がない人の2倍近くとなり、「午前中に調子が悪い」は24%と、依存のない人の3倍近くとなります。ネット依存の問題点は、昼夜逆転などによる不登校や欠勤、成績低下、ひきこもりなどばかりでなく、睡眠障害や鬱症状になるなど、精神面でのトラブルも引き起こすほか、視力の低下や長時間動かないことで10代でも筋力低下や骨粗鬆症といった身体症状の悪化を招く恐れも



あります。このように、生活に不可欠となったインターネットの利用が過度になると、健康や暮らしに悪影響が出ることがあり、深刻な問題となっています。このほど、国際的な診断基準として知られる世界保健機構（WHO）の国際疾病分類が2015年に改訂され、その中にネット依存症が初めて盛り込まれることになりました。国立病院機構久里浜医療センターでは、全国で初めてネット依存の専門外来を設置しました。2011年7月に専門外来を開設して以来、診療したのは約160人。このうちの半数が中高生で、大学生を含めると全体の7割に及んでいます。我が国の少子化と人口減少が進行する中、インターネット依存傾向は青少年の健全な育成の妨げとも考えられます。そこで、市では将来を担う若年層のインターネット依存増加傾向を防止するためにどのような取り組みや対策を検討しているか、お尋ねいたします。

次に2点目、未成年の消費者教育についての質問です。

近年、ネット社会の進展に伴った未成年の消費者トラブルが相次いでいます。高度情報化、グローバル化が急速に進み、消費者生活環境が多様化・複雑化している中で、子供が1人の消費者となって、安全に、自覚的に行動できるよう、早期からの消費者教育を充実させることが緊急の課題となっています。消費者白書によると、未成年に関する相談件数が、2010年度以降、毎年約2倍のペースで増加していることも問題となっています。最近では、子供が親のクレジットカードを無断で使用し、ゲームのアイテムを高額購入していたといった課金に関するものが多数寄せられており、国民生活センターが注意を呼びかけている現状です。こうした課題に対応するため、市としては未成年の消費者教育についてどのような対応をしているか、お尋ねします。

3点目は、土曜教育の充実についての質問です。

文部科学省では、子供たちに土曜日における充実した学習機会を提供する方策の一つとして、平成25年11月に学校教育法施行規則の改正を行い、設置者の判断により土曜授業を行うことが可能であることを明確化しました。また、あわせて子供たちの土曜日の豊かな教育環境の実現に向けて、地域や企業の協力を得て、土曜日の教育活動推進プロジェクトを進めているところです。この土曜日の教育活動推進プロジェクトについて、質の高い土曜授業の実施のための学校に対する支援策や、地域における多様な学習、文化やスポーツ、体験活動などさまざまな活動促進のための支援策として、平成26年度事業計画に、推進員の謝礼金及び教材費について国が3分の1補助すると明記されました。これは、体系的、継続的な教育プログラムを企画・実施できるコーディネーターや、多様な経験や技能を持つ土曜教育推進員を配置し、土曜日の教育支援体制等構築を図るものです。市は子供たちの豊かな教育環境の実現に向けた土曜教育を考えているのか、お尋ねします。

最後に、中学2学期制の制度についての質問です。

最近、保護者の方から愛西市の中学2学期制を3学期制に戻してほしいとの要望がありました。平成14年度から学校が週5日制になり、ゆとり教育が始まったころ、段階的に実施された学校2学期制ですが、7月14日の読売新聞に、全国の小中学校で導入が進んだ2学期制を元の3学期制に戻す動きが目立っている。始業式や終業式、テストの回数を減らし、授業時間をふ

やすのが目的だったが、長期休暇の短縮や土曜授業の実施で対応する学校がふえてきた。2学期制は、通知表の回数が減るため、保護者の不満もあったようだ。今春、10年ぶりに3学期制を復活させた横浜市立潮田中学校では、昨年度までの2学期制では前期の期末テストを夏休みの後の9月半ばに行っており、通知表は10月に渡していた。3学期制では、期末テストは6月下旬で、夏休み前に通知表も渡される。「夏休み前の個人面談で、学習や生活面のしっかりした評価をもとに保護者・生徒と話ができる」と馬場教諭。津嘉山大輔君（14歳）も「自分の弱点に早目に気づき、受験に向けた勉強の仕方も見直せる」と話した。同中学は平成16年度に2学期制を導入し、授業時間を約20時限ふやした。3学期制に戻しても、終業式の日に授業を行うなどして、授業時間を確保するという。

文部科学省の全国調査でも、平成25年度に2学期制だった公立中学は、平成23年度比で1.9ポイント減の20%と減少傾向にある。平成25年度は群馬県高崎市、高松市など、今年度は金沢市、岡山県倉敷市などで全公立小中学校2学期制から3学期制に戻した。約4割の小中学校が2学期制だった埼玉県久喜市では、今年度から全校が3学期制に。保護者に事前に実施したアンケートでは、通知表の回数が少ないといった理由で3学期制を希望する回答が47%と、2学期制を望む回答の3倍に上った。「短期間で評価されるほうが挽回の機会が多く、集中して学習できると考える保護者も多いのでは」と同市教育委員会では述べ、冬休みを2日間短縮するなど、授業時間を確保していくとあった。

そこで、市が2学期制を導入された理由と、導入して成果はあったか、お尋ねします。

以上で私の一括質問を終わります。

### ○教育部長（五島直和君）

それでは、私のほうが順次お答えさせていただきます。

まず、1点目の青少年のインターネット依存の対応についてでございますが、情報機器の進歩によるインターネットの普及というのは、大人のみならず、青少年の生活にも大きな変化を今日もたらしめているというような状況でございます。そうした半面、先ほど議員がおっしゃられるように、過度な使用によるインターネットへの依存は、いろんな方面において大きな問題となってきておるといことも承知しております。学校での対策といたしましては、保健体育の授業や、養護教諭による健康面での保健指導を初めといたしまして、情報モラル教室などを通して、日常生活や健康への影響であるとか、ルールを守って情報機器を使うことなどについて学ぶ機会を提供しております。また、掲示物などによる啓発、文科省や警察からもリーフレット等をいただいております。そういうものを児童・生徒、また保護者に向けて配布することで、危機意識を高めていただくとともに、相談窓口をお知らせするなどの取り組みも積極的に行っております。また、平成25年の12月には、このような問題に対応するために、愛西市の教育委員会の主催で教職員研修会を開きました。内容といたしましては、LINEを初めとするインターネットの安全な使い方についての知識をより深めたというような研修も行っております。

次に、2点目の青少年の消費者教育の充実についてでございますが、学校におきまして、消

消費者教育はさまざまな教科や場面で、児童・生徒の発達段階に応じて行わせていただいております。その中で、学習指導要領に明記されておりますのは、小学校では家庭科で「身近な物の選び方、買い方を考え、適切に購入できるようにすること」とあります。また、中学校では、社会科の公民的分野での「契約の重要性や、それを守ることの意義、個人の責任に気づかせること」などが上げられております。また、市内全中学校2年生、毎年職場体験学習を軸としたキャリア教育も消費者教育と大きくかかわっておるというふうに思っております。これらは、日常生活の中で、物を選んだり、売買したりすることを主眼に置いておりますが、社会の大きな変化に伴い、インターネット上のやりとりも児童・生徒の間に急速に広まってきているということも社会問題化しているということも認識しております。そういうことを考えまして、教育委員会といたしましては、市の校長会と連絡をとりながら、学校現場で情報モラル教育の一環として、カード決済の怖さであるとか、ゲームアイテムの不正入手が犯罪であるよということなどを伝えていきたいということを考えております。

3点目の土曜教育の充実でございます。土曜教育の活動推進プランというのは、申すまでもなく、土曜授業推進事業と、それから地域の豊かな社会資源を活用した土曜日の教育支援体制等構築事業という2本の大きな柱でございます。土曜授業推進事業につきましては、学校週5日制が定着してまいりまして、児童・生徒の土曜日の過ごし方もそれぞれ定着しており、子供たちがそれぞれの思いに応じた土曜日の過ごし方を選択できているというような教育環境が広がってきております。こうした点を鑑みまして、愛西市のほうでは土曜授業推進事業には現在取り組んでおりません。しかしながら、もう一方の地域の豊かな社会資源を活用した土曜日の教育支援体制等構築事業、こちらにおきましては本年度より、御承知のように、子供たちにとってより豊かで有意義な土曜日を実現するために、文科省の補助制度を活用しました事業といたしまして、「あいさい土曜キラリ☆学習」を21教室で実施させていただいております。そうしたことにより、充実した授業の推進に努めてまいっております。

4点目でございますが、中学校2学期制の導入のことについての御質問でありましたが、最初に少し用語の整理といえますか、説明させていただきたいと思っております。

学校の学期というのは、愛西市の学校管理規則によって定められております。それは、現在愛西市小中学校全て、従来である3学期制という、これはとっております。ただ、質問のほうで前期・後期ということを書いてみえるのは、学校の裁量で行っている2期制というふうなもので、これは1年間を前期と後期の2つに分け、通知表をそれぞれ渡すというもので、評価を2期制にしているというような状況で、市内の中学校が今この方法をとっております。

御質問の導入された理由というのは、大きく2つあるというふうに聞いております。1つは、教員が生徒と向き合う時間を十分に確保するためであると。御承知のように、教員は学期末が近づくと、それまで蓄積した個人の成績に関するデータを集計・整理し、通知表を作成しております。これにはやはり非常に多くの時間を要するというので、必然的にその間、生徒とかかわる時間が奪われてしまいます。これを3回から2回にすることで、教師に時間的ゆとりが生まれ、その時間を生徒と向き合う時間に現在充てております。もう1点は、教科によって十

分な時間数が確保できないということでございます。例えば音楽、美術、技術・家庭、これらは中学校3年生ではそれぞれ週に1時間しか授業はなく、1つの題材や作品が終わるか終わらないかのうちに学期末を迎えてしまいます。そうすると、生徒の学力を多角的に評価するためには、さまざまな学習活動を展開する中で、評価を重ねていくことが必要となります。そういう意味で、評価期間を長くしたのが2期制ということでございます。

成果につきましては、通知表の配付が2回になり、目標を立てにくいというデメリットを克服するためにテストの回数をふやし、それが学力向上につながったというようなこと。また、生徒と向き合う時間や、夏の大会前の部活動に集中する時間が確保できた。また、授業時間数の少ない教科の評価が適正に行えるというような声は聞いております。しかし一方では、夏休み前の通知表がないので目標を立てにくいとか、前期の成績だけで進路を考えるので、3期制をとっている学校に比べて不利ではないかという声も上がっております。以上でございます。

#### ○20番（高松幸雄君）

それぞれ答弁、ありがとうございました。

それでは、何点か再質問をいたします。

最初の、インターネットの依存の増加傾向を防止するための今の取り組みはよくわかりました。市として、今後はどのようなことを主に取り組みられますか。よろしく願います。

#### ○教育部長（五島直和君）

今後につきましても、情報社会の中でインターネットを初めとする情報を児童・生徒が適切に活用するためには、そのよさと問題点をしっかりと見きわめるといった知識を身につける取り組みを今後も進めていきたいなというふうで考えております。

#### ○20番（高松幸雄君）

ありがとうございます。

インターネット依存増加傾向の防止や、未成年の消費者教育に市が真剣な取り組みをしていることがよくわかり、安心いたしました。そして土曜教育も、「あいさい土曜キラリ☆学習」を文部科学省の補助制度をいち早く利用して実施することなど、市の積極的な取り組みに期待しております。これについて、質問いたします。

「あいさい土曜キラリ☆学習」ですけれども、どのような内容だったかということで、わかれば教えていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

#### ○教育部長（五島直和君）

キラリ学習の内容でございますが、まず先ほど申しました、21教室実施させていただいております。これは市内いろいろな場所を活用した中で実施させていただいております。教室の内容でございますが、多々あります。主なものでよろしいかと思いますが、例を言わせていただきます。子供習字教室でありますとか、囲碁、また音楽の楽器でオカリナ、それから絵画、絵画を教える絵画教室、それから雅楽になれ親しむ教室、そうしてまた体育的なものでは、空手、ストレッチ体操の教室、剣道、また音楽的な要素としましては、コーラス、詩吟、また文化的なものとしましては、茶道というような、またほかにもバドミントンとか英語とかそういうよ

うなこととも多々行わせていただいております。

○20番（高松幸雄君）

ありがとうございます。

ゆとり教育が始まって、週5日制ということで学校がなくなってから、やはり土曜日が家族との会話がふえればいいんですけれども、今インターネット依存に頼ったりすることが、LINEとか今すごく子供の間ではやっているようですけれども、本当に危険なことが多いですので、またそういった土曜日、愛西市がこの「あいさい土曜キラリ☆学習」を土曜日に実施することによって、そういった時間をまたこちらのほうに集中できるようになることを期待しております。

最後に、中学2期制について再質問いたします。

2期制の制度で、これまでの成果と課題の声がありますが、先ほどの声はどなたからの声でしょうか。

○教育部長（五島直和君）

成果と課題、多々申し上げました。そうした中で、例えば授業時間数が少ない教科の評価が適正に行われたというような声でありますと、これは当然週に1回しかない教科など長い期間での評価ができるという先生の声でございますし、また夏休み前の通知表がないので目標を立てにくだとか、前期の成績だけで進路を考えるので、3学期制に比べると不利ではないかというような声は、どちらかというと保護者の方の声というようなふうで把握しております。

○20番（高松幸雄君）

では、課題のほうで、3学期制に比べると不利ではないかという声は先ほどありましたが、今年度の学力テストで、愛西市は愛知県下で何位でしょうか。また、2期制を導入してから10年の成果と、10年前と比較しての成果、向上したのかをお尋ねいたします。

○教育部長（五島直和君）

2期制の成果につきましては、学力だけで評価するというものではないということも御理解いただきたいと思います。しかし、その1つの方法ではあるというふうで説明させていただきますが、まず全国学力学習状況調査の結果につきましては、御承知のように愛知県並びに本市教育委員会は公表を考慮しておりませんので、この点につきましては、御理解をいただけるようお願いいたします。一般的な学力につきましては、正確な数字というものは持ち合わせておりませんが、2期制を導入する前に比べると、この10年で学力は向上しているようなふうに見受けられております。それは、先ほど申し上げましたように、そういうふうで思っております。また、そういうものを補うためにもテストの回数を、例えば前期3回、後期3回と、そういうふうで補って、自分の力を把握して、次の目標設定に有効であるというふうで活用しております。以上です。

○20番（高松幸雄君）

3期制ですと、1学期が中間、期末、2学期が中間、期末、3学期は期末というふうに5回テストがあるわけですが、今回学力テストは前期3回、後期3回ということで1回多い

ということになります。これは愛西市の全学校で実施されているかどうかをお伺いいたします。

○教育部長（五島直和君）

前期3回、後期3回の実施状況でございますが、今、前期・後期、3回まずついておられますが、永和中学校、佐織西中学校、立田中学校のこの3校が、実力テストを含めて、前期・後期で6回という形で行わせていただいております。また、そのほかに佐屋中学校、佐織中学校、八開中学校については、現状は5回でございます。

○20番（高松幸雄君）

先ほど、保護者からの相談ということで、3学期制に戻してほしいという要望があったのは、佐屋中学校の保護者でしたので、愛西市全校で統一で6回にすることは考えられませんか。また、従来の3期制に戻すことは考えられていますか、お尋ねします。

○教育部長（五島直和君）

最初にお答えしたときに、通知表のところでちょっと触れさせていただきましたが、通知表を年2回の評価というのは、学校長の裁量というようなことも答えさせていただきました。同様にテストにつきましても、同じような考え方で、回数等、内容等は学校長の判断というようなふうで理解していただきたいと思っております。また、今後の3学期制に戻すところの考えでございますが、今後それらの成果、課題を分析し、保護者の方の理解と協力を得ながら進めていくように指導していきたいというふうには考えています。教育委員会といたしましても、他の地区の動向でありますとか、全国的な動きなどを把握しながら、生徒及び保護者にとってもよりよい方法を模索していきたいというふうで考えております。

○20番（高松幸雄君）

今、生徒及び保護者にとってよりよい方法を模索していきたいとのことでございますけれども、どちらの方向で検討されているかお伺いいたします。

○教育部長（五島直和君）

これは、先ほど言った今後の方向性でございますので、当然近隣の市町村の状況も含め、2期制についての成果、内容の分析をいたし、それを検証した中での方向でございますので、その辺の協議をしないと方向性というのは明確には見えてこないと思っております。以上です。

○20番（高松幸雄君）

弥富市、蟹江町では、3学期制を導入しておりますけれども、音楽や美術、技術・家庭等ですけれども、こちらに関しては2期制にするという新しい取り組みをしているそうです。ぜひ、保護者の方が理解できるような結果になるように期待いたしまして、私の質問を終えさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（鬼頭勝治君）

これにて20番議員の質問を終わります。

ここでお昼の休憩をとります。再開は1時15分といたします。

午前11時38分 休憩

○議長（鬼頭勝治君）

休憩を解き再開をいたします。

次に、質問順位11番の19番・竹村仁司議員の質問を許します。

19番・竹村仁司議員。

○19番（竹村仁司君）

議長のお許しをいただきましたので、通告に従って大項目として認知症の方の見守り体制づくりについて質問をさせていただきます。

近年、認知症の方の行方不明の報道が相次ぎ、これまで知られていなかった実態によりやく光が当たり始めています。先日、認知症サポーター養成講座に参加された方から、認知症患者という言葉を使いますが、認知症は病気ではないので、患者という言葉を使わず、認知症の人、認知症の方と言うのが正しいということを知りました。自分自身も認識を改めた次第です。

認知症の方の行方不明は、高齢者が急増している現状に私たちの認識や社会の仕組みが追いついていない、社会全体の問題の縮図であると思います。別の見方をすると、認知症の方の行方不明の問題を丁寧に見詰めることは超高齢化が進む中で、老いも若きも一人一人が安心して暮らせる地域社会を現実的に築いていくための貴重な突破口になるはずです。

認知症の高齢者数は、国によると、平成22年が280万人であったのに対し、団塊の世代が75歳以上になる平成37年には470万人となり、約1.7倍増加すると推計されています。また、警察庁によると、昨年1年間の認知症の行方不明者は1万322人に上るそうです。そのうち、ことしの4月末時点で258名の方の所在が確認されておらず、この中には愛知県の方が12名含まれているとのこと。ますます大きな身近な問題と感じざるを得ません。また、残念なことに先ほど認知症は病気ではないと言いましたが、その正確な数は病院で診断された情報に頼るしかないのも現実です。

そこで、数点質問をさせていただきます。

小項目1点目の質問として、本市の高齢者の増加について、団塊の世代が75歳以上になる平成37年の推計人数と、認知症には正しい理解が必要と考えますが、現時点での認知症の方の人数をお伺いします。

次に、2点目の質問として、認知症サポーターの養成と拡大について本市の取り組みを伺うとともに、現在何名の認知症サポーターの方がお見えか、お伺いをします。

3点目に、認知症の方の見守り体制についてですが、認知症高齢者の徘徊による事故を未然に防止するためには、警察のみならず、市町村、消防、自治会、公共交通機関、コンビニ、銀行を初めとする身近な生活にかかわる業者等の幅広い関係機関、団体が連携して捜索に当たる仕組みをつくるのが大切と考えますが、本市の取り組みをお伺いします。

以上で総括質問を終わります。御答弁をよろしくお願いいたします。

○福祉部長（小澤直樹君）

それでは、高齢者の状況でございます。

団塊の世代が75歳以上となる平成37年におきましては、1万1,765人が75歳以上となると推計をいたしております。ちなみに本年10月1日現在の高齢者数でございますが、65歳以上が1万8,305人、そのうち75歳以上の方が7,900人お見えになります。

認知症と診断された方の人数でございます。これにつきましては統計等ございませんので、正確な人数については把握することはできておりませんが、いわゆる日常生活自立度という指標がございます。この指標による統計ということで御紹介をさせていただきます。周囲の者が支えてあげることによって日常生活が営める、そういった自立度1というレベルがございます。要介護認定者の中での比率につきましては、この自立度1については65歳以上の10%ほどの方が該当すると言われております。次に、少し状態が重くなるランクの日常生活に支障を来するような症状、行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意すれば自立できるといった状態が自立度2のAという自立度がございます。この2A以上の方につきましては、およそ7.6%という統計がございます。これらの率から、現時点での市内の認知症の方の人数を推計いたしますと、先ほどの自立度の1以上という方でおよそ1,800人強、自立度2A以上の方になりますと7.6%ほどでございますので、1,400人弱といった数字をはじくことができます。

続きまして、認知症サポーターの養成と人数についてのお答えでございますが、本市の取り組みにつきましては、毎年認知症サポーター養成講座を開催させていただいております。また、認知症の講演会でありますとか、医師や薬剤師、介護支援専門員など多職種によります認知症ネットワーク事例検討会を開催させていただいております。認知症サポーター養成講座の受講者でございますが、6月議会、9月議会でもお答えさせていただきましたけれども、本年3月31日現在といたしまして1,060の方が受講をされておみえになります。

それから、認知症の方の見守り体制についての市の取り組みでございます。認知症高齢者の増加に伴いまして、徘徊事例ということも増加することが予想されるところでございます。徘徊による事故を未然に防止するために警察との連携を図るとともに、徘徊高齢者を早期に発見する地域における見守り支援の強化を行っていくことが重要だと認識はしております。

高齢者の地域見守りとしましては、市内等の金融機関に日ごろの業務において何らかの異変を察知したときには、高齢福祉課でありますとか、地域包括支援センターに連絡していただくよう御協力をお願いしたところでございます。以上でございます。

#### ○19番（竹村仁司君）

御答弁ありがとうございます。

数点にわたり再質問をさせていただきます。

高齢者の増加については、今、超高齢化社会と言われる中ですので、この先本当に増加というのは間違いのないことだと思いますが、それに伴う認知症の方の推移というのは、現状では国の統計とか、そういったことでしか推測はできないかもしれませんが、そのとおりは言えないと思います。そのためには、早期発見、あるいは早期医療につながるように、そういった増加を食いとめる手だてがあれば食いとめられるのではないかというふうに思います。

よく言われるように、認知症の方は自分が認知症ということとは気づいていないというか、



思ってみえません。あるいは家族も認知症に対する理解も深くはない場合もあります。家族の理解と協力がないと数の把握は難しいものがあると思うことも、これは当然だと思います。

その認知症の数の把握であるとか、早期発見、早期治療につなげていくために、一つこれは提案でありますけれども、平成25年3月の一般質問において鬱病、自殺防止対策として、鬱病の早期発見を促すための「こころの体温計」という東海大学医学部附属八王子病院で行われておりますメンタルチェックを携帯電話用にシステム化し、携帯電話やパソコンで手軽に心の健康状態をチェックする「こころの体温計」というシステムの導入をお願いいたしました。

少し「こころの体温計」について紹介をさせていただきますけれども、担当である健康推進課の御尽力もいただきまして、平成25年10月から市のホームページからもアクセスできるように準備をしていただき、毎月の報告書として市内、市民の性別、年齢別の鬱傾向者（レベル3、レベル4）、鬱傾向者比率（レベル3、レベル4）がデータとして把握できるようになりました。その後どうなっているのかということも含めて、皆さんのお手元に用意させていただいた資料が昨年10月から本年9月までの1年間の集計結果であります。これは心の病についてでありますけれども、参考にさせていただければと思います。

この「こころの体温計」というのは、その都度さまざまな新しい進化を遂げているといえますか、新しいものが取り入れられまして、当初は本人モード、家族モード、赤ちゃんママモードからアルコールチェックモード、ストレス対処タイプテスト、楽観主義のすすめ「こころのエンジン」というような治療につながるようなものに現在では広がっています。

もう1つ、「こころの体温計」に私が一般質問させていただいたときに期待していたのが、これも平成24年9月の一般質問において、いじめ、不登校問題への取り組みについて質問させていただいたのですが、このいじめに対するいじめのサイン、守ってあげたいといういじめ等の早期発見につながるバージョンといいますか、その「こころの体温計」の中に出ると聞いていたことがありました。このいじめのサインについては、本年4月から開始させていただきましたが、他市の話を知ると、その多くが教育委員会からストップがかかり、導入できないということでありました。当然、当市においても、そのままでは導入できないとの教育委員会の回答があったわけですが、健康推進課と教育部が連携をとっていただき、どのような表現や文言に変えたらよいかまでを開発元である株式会社FBIと詰めて変更をしていただき、本年4月の開始となりました。

さらに教育部の提案をいただき、この「こころの体温計」のバナーを各小・中学校のホームページのトップに張っていただき、この取り組みはその当時全国初の取り組みとして注目をされました。先日、株式会社FBIの担当者の方とお話をしたところ、現在、愛西市バージョンということで、春日井市、福岡等で各学校のホームページのトップに張りつける方法が導入をされているそうです。

そして、今回ここからが本題になると思いますが、この「こころの体温計」を導入している自治体に新たなバージョンとして、認知症早期発見チェッカーとしての「これって認知症？」、「わたしも認知症？」という機能が追加をされたとのこと。これは、システムの

には「こころの体温計」と同じように、毎月の報告書として、市内市民の性別、年齢別の認知度者数、レベル1からレベル3に分かれているんですが、その認知度のレベルが把握でき、レベル3になると、早急に病院での確認を推奨しています。データをもとに政策を生み出すことができるのも特徴ですが、あわせて当市に必要な層への情報発信、政策立案もできると思います。「これって認知症？」、「わたしも認知症？」は、「こころの体温計」の導入費用が国庫の全額補助ということもありますので、わずかの予算で導入できます。ぜひ前向きに検討していただきたくお伺いをいたします。

#### ○福祉部長（小澤直樹君）

認知症の早期発見チェッカーについての御要望でございます。この「こころの体温計」というシステムに、今御紹介いただきましたように、「これって認知症？」、それから「わたしも認知症？」という機能が追加されたというものでございます。

導入した自治体から情報を得たところによりますと、この機能にアクセスする層というのは、もともとの「こころの体温計」とは若干異なるといったことから、別サイトで導入したほうが利用者の広がりが出るともお伺いしております。

また、「これって認知症？」という機能については、御家族やホームヘルパーが御利用になるシステムでございます。また、「わたしも認知症？」といった機能につきましては、40歳以降の御本人が主にみずからチェックするものといった利用対象者も異なっております。

暮らしの中での一つの目安として参考にするものでございます。導入経費については、御紹介いただきましたように、高額ではございませんが、毎月の利用料も発生をしておりますので、費用対効果等を検討した上で考えていきたいと思っております。以上でございます。

#### ○19番（竹村仁司君）

ぜひ前向きに検討をお願いしたいと思えます。

それと同時に、現状、認知症の方を把握するには、病院での診断が目安となるわけですので、病院での診断を勧める上で、「これって認知症？」、「わたしも認知症？」の効果は望めると思えますし、早期発見、早期治療につながることも考えれば、費用対効果は期待できるものだと思いますので、よろしくお伺いをいたします。

次に、認知症サポーターの養成と拡大についてですが、認知症サポーターの役目とは認知症を正しく理解し、認知症の方や家族を温かく見守る応援団となることです。愛知県では、既に25万人以上の方々が養成されています。また、地域における認知症リーダーとも言えると思います。サポーターの数が多ければ多いほど、一人一人が安心して暮らせる地域社会を現実的に築いていくことができると思うのです。

この認知症サポーター養成の拡大として即戦力として、愛西市孤独死防止対策の折に進んで傾聴ボランティアになってくださったメンバーがいると思います。私もその1人ですが、全員とは言いませんので、有志の方で認知症サポーター養成講座を受けて、さらにレベルアップしたいという方には、傾聴と認知症サポーターの両面から御本人や家族の方を支援していくのに心強いことはないと思います。この点の御見解をお伺いします。

### ○福祉部長（小澤直樹君）

傾聴ボランティアさんにつきましては、孤独死防止対策の一つとして非常に御協力をいただいております。ありがとうございます。

この8月7日の傾聴ボランティア活動者連絡会議の際には、認知症についてといったテーマで養成講座の講師となるキャラバンメイトに登録しております市の職員からお話をさせていただいたところでございます。スキルアップの一環といたしまして、サポーター養成講座を受講していただければ非常にありがたいと思っております。以上でございます。

### ○19番（竹村仁司君）

この孤独死防止対策の傾聴ボランティアの方に限らず、認知症サポーター講座の先ほど御紹介いただきましたように、受講者が既に1,060名いるということは大変心強いことだと思えますし、こうした方々と見守りの体制ができればなと思えます。

さらに認知症を正しく理解し、認知症サポーターへとステップアップしていくのには、若い世代が必要ではないかと思えます。現在は核家族化が進み、若い世代の方たちは高齢者と生活する機会が減り、実体験による認知症の知識や理解が十分に得られません。今後、認知症、高齢者の増加が予想される中で、地域で支え合える仕組みをつくるためには、多くの世代の方を巻き込んでいかななくてはならないと思えます。そのためには、子供のうちから認知症を理解する機会をふやすことが大切であると思えます。

そこで、これも提案ではありますが、認知症サポーター養成を教育現場である小・中学校で積極的に取り組んではどうでしょうか。本市においても、小・中学校のカリキュラムの中で認知症サポーター養成講座を取り入れ、点ではなく面で取り組むことが重要ではないかと思えます。この点、本市での小・中学校での取り組みについてお伺いをします。

### ○教育部長（五島直和君）

認知症サポーター養成の学校での取り組みでございます。

現在、小・中学校の児童・生徒を対象としたそういう福祉に関する取り組みといたしましては、福祉実践教室というのを実施しております。若干内容を説明させていただきますが、小・中学校で車椅子の体験学習や手話、点字の勉強、また視覚ガイドヘルプ、高齢者の疑似体験など、体の不自由な方への理解を深めるための教室というものは開かせていただいておりますが、認知症に関する教室まではまだ開催させてはいただいております。

この関連につきまして、本年の11月初旬に小・中学生を対象とした認知症のサポーター養成講座の実施についてということで、県の教育委員会のほうからも依頼文が届いております。

そういったような状況も踏まえまして、今後学校と協議をして検討していきたいと思っております。また、今後は対象となる関係機関それぞれと連絡調整もしていきたいというふうには考えております。

### ○19番（竹村仁司君）

ぜひそうした県からの依頼もあるということですので、よろしくお願いをしたいと思えます。

こうした今御紹介いただいた福祉実践教室の開催によって、弱い立場の方たちとの助け合い

の心を学ぶことは、いじめや、あるいは不登校という問題にも解決の方策が見出せるのではないかと思います。

また、子供たちが大人になったときに自分の親とか、あるいは身内、在宅での介護というようなことも可能になれば、認知症サポーター養成講座を取り入れた意味があると思います。長期的な展望ではありますけど、今後必ず必要となる取り組みだと思いますので、ぜひお願いをしたいと思います。

次に、認知症の方の見守り体制についてですが、現在、愛知県内24市町では、いわゆる見守りSOSネットワークといったものをつくり、携帯電話のメール配信やファクス、またはGPSなどにより、徘徊高齢者の捜索に効果を上げているそうです。本市における見守りSOSネットワーク構築に向けた取り組みについてお伺いをするのと、実際に徘徊による行方不明の方の実例があれば、なかなか難しいと思いますが、答えられる範囲で結構ですので教えてください。

#### ○福祉部長（小澤直樹君）

この見守りSOSネットワークでございます。これについては、行政や警察だけではなくて、タクシー会社であったり、郵便局であったり、ガソリンスタンド、コンビニ、金融機関、また介護サービスの事業者など、日ごろ地域で活動している企業や住民、生活関連団体が捜索に協力をいたしまして、速やかに行方不明者を発見、保護するといった仕組みでございまして、有効な施策の一つだと認識はしております。

愛西市としましても、GPS機能がついた徘徊探知機の貸し出しは行っております。また、徘徊の不明者の不特定多数への公開につきましては、御家族の意向、こういったものによる情報提供等の課題があるとは思いますが、いろいろな捜索方法を勉強していきたいということで思っております。

なお、本市での実例でございますが、24年度に1名、25年度に2名、本年度に1名、徘徊による行方不明といった情報がもたらされております。これについては、いずれも一両日のうちに無事に発見、保護をされております。以上でございます。

#### ○19番（竹村仁司君）

そうした実例もあるわけで、ぜひ本市でも見守りSOSネットワークを構築していただきたいと思えます。現実には大きな問題にならずに済んでいるだけで、そういったことが実例としてあるわけですので、またお願いをしたいと思えます。

また、徘徊高齢者を早期発見するには、見守りSOSネットワークといったようなものの協力の輪をより多くの市民の方たち、地域の方たち、今言われる地域包括というような点につきましても、また市と市民の協働というような部分で広げていく必要があるのではないかというふうに思えます。認知症サポーター養成講座を受けた方々に対して、認知症についての理解を深めるだけでなく、徘徊による行方不明となった高齢者の捜索に御協力いただくなど、より積極的なかかわりを持ってもらうべきと考えます。

愛知県内の10市町では、認知症サポーターが見守りSOSネットワークの協力者として登録

をして活躍されているそうです。こうした認知症サポーターの方の活用について、本市の対応をお伺いします。

**○福祉部長（小澤直樹君）**

この認知症サポーター養成講座を受講していただいた方につきましては、認知症についての正しい理解をしていただき、本人であるとか、御家族のさりげない応援者となっていていただいていると認識をしております。

また、この養成講座の受講者の方々には、それぞれ働いていただいているそれぞれの職場、それぞれの場面で認知症の方を理解して接していただいている地域の見守り体制の協力者になっていただきたいと思います。以上でございます。

**○19番（竹村仁司君）**

ぜひ今後見守りSOSネットワークといったような、そういったものの構築をお願いいたします。

認知症の方の見守り体制づくりには、認知症の方の徘徊というものがニュースでも取り上げられたりしていますが、広範囲にわたることもあり、市町村域を超えて発見、保護されるケースがあります。ネットワークの取り組みをより広域に実施し、実効性を高めていく必要があると思います。本市として認知症の方が徘徊した際、早期発見、保護に向け、隣接市町村との連携をどう取り組むのか、お伺いをします。

**○福祉部長（小澤直樹君）**

近隣市町村との連携についてのお尋ねでございます。

認知症によって徘徊する人の早期発見、保護につきましては、認知症の方というのは予想外の場所まで移動してしまうといったケースがございますので、各自治体ごとの対応では限界があることも確かでございます。近隣市町村との連携は不可欠だと認識しております。

我々としたしましては、所在がわからなくなったといったときには、まず御家族、御親族から警察のほうへ捜索願の届けを出していただきまして、市からは地区の民生委員さんであったり、総代さん方に連絡をさせていただくとともに、本人の特徴を手短にまとめてファクスやメールを使って県、市町村、地域包括支援センター等に捜索協力の要請をする手順を現在考えておるところでございます。

また、少しずれるかもしれませんが、海部津島医療圏内に七宝病院が県から指定を受けまして、認知症疾患医療センターが設置されております。このセンターが設置されたことによりまして、市町村であったり、それぞれの医師会、歯科医師会、地域包括支援センターなどの関係者が集まる認知症患者医療連携協議会が組織されておりますので、愛知県の取り組みとともに、私達も自治体として近隣市町村と連携の強化を図っていきたいということについては思っております。以上でございます。

**○19番（竹村仁司君）**

ぜひそうした連携の強化をよろしく願いをいたします。

最後に、市長にお伺いをしたいと思います。

市長も高齢者の介護施設でお仕事をしていた経験もおありですので、認知症の方とも実際に接してこられたと思います。早期発見についての大切さも十分におわかりだと思いますので、「こころの体温計」の新バージョン、認知症早期発見チェッカーとしての「これって認知症?」、「わたしも認知症?」の導入には、前向きに御検討をお願いします。とともに、国・県の動向を見きわめないと動けない点もあると思いますが、見守りSOSネットワークのできる部分の準備を進めていただいて、超高齢化が進む中で、先ほども言いましたけれども、若いも若きも一人一人が安心して暮らせる地域社会を現実的に実現するための対策をお願いしたいと思いますので、この2点を含め、認知症の方の見守り体制づくりについての見解をお伺いします。

#### ○市長（日永貴章君）

それでは、私から答弁をさせていただきます。

少子・高齢化が進む中、議員おっしゃられるとおり、認知症に対する関心は年々高くなっております。認知症は誰もがなりたいと思っただけのものではありませんし、誰でも認知症と診断される状況になる可能性があります。議員おっしゃられましたとおり、早期に発見をしていただき、できるだけ進行をまずは遅くすることが私は必要であろうというふうに思います。

市といたしましても、11月29日には人権啓発事業といたしまして、「認知症 今のあなたでいい」と題しまして日本医科大学の上田先生とお招きいたしまして、講演と映画の会を開催させていただきました。このような講演会などを通じまして、まずは認知症とはどんなものであるか、認知症とどのように向き合っていくかなどを知っていただくことが大切であるというふうに思っております。

認知症にかかった方は、本人はそうなのですが、御家族の苦労というのは大変なものがあるというふうに私自身も認識をいたしております。御質問の早期発見チェッカーは、簡単に認知症がチェックできるもので、医療機関や相談窓口へつなぐきっかけになるものと考えております。しかしながら、認知症と判断されることへの心配などによりまして、なかなか利用していただけないという事例も私自身お聞きをいたしております。そういうことも十分に考慮しなければならないというふうに考えております。

また、徘徊SOSネットワークの構築は、徘徊による行方不明者を発見する可能性が向上することを期待しております。市といたしましては、まず行方不明者を出さないことも非常に重要であると考えております。その一つの方法といたしまして、認知症になられた方の身につけるものに氏名や住所を記入していただく。これは、本人さんはやはり名前が書いてあることによる抵抗感が非常に強いというふうに思いますので、御家族の方の御協力を得て、できるだけ本人の方の気にならないところにつけていただくということが必要だというふうに思っておりますし、また民生委員や認知症サポーターなど身近な方々にできるだけ多くの情報提供をしながら御協力をいただけるような体制をつくっていく、充実させていくことが必要であるというふうに考えております。私からは以上でございます。

#### ○19番（竹村仁司君）

ありがとうございました。

市長はすごくそういった面では、認知症に対して御理解をいただいていると思いますし、まだまだ私も含めてそういった理解もしていかなきゃいけないと思います。

ぜひ担当課の横の連携もとっていただいて、愛西市の認知症の方の見守り体制づくりが進展することを願って私の質問を終わりとさせていただきます。ありがとうございました。

**○議長（鬼頭勝治君）**

これにて19番議員の質問を終わります。

ここで休憩をとります。再開は2時5分といたします。

午後1時47分 休憩

午後2時05分 再開

**○議長（鬼頭勝治君）**

休憩を解き再開をいたします。

次に、質問順位12番、2番・山岡幹雄議員の質問を許します。

2番・山岡幹雄議員。

**○2番（山岡幹雄君）**

よろしく願いいたします。ただいま議長のお許しをいただきましたので、質問をさせていただきます。

社会福祉協議会は、民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織です。昭和26年（1951年）に制定された社会福祉事業法、現在の社会福祉法に基づき設置されています。民間団体ではあるが、法律に定められ、行政区分ごとに組織された団体であり、運営資金の多くが行政機関の予算措置によるものであるため、公私共同、半官半民で運営されており、民間と公的機関・組織の両面のメリットを生かした事業を展開しています。

愛西市社会福祉協議会では、赤い羽根共同募金、ボランティア活動の紹介、障害者就労施設の運営、社会福祉センター運営、介護サービス、福祉相談貸付等の在宅福祉サービスの推進、その他イベント、啓発活動、研修・人材育成等々、事業は多岐にわたっています。

社協は社会福祉法で定められた社会福祉法人で、民間組織ではあるが、その特殊性から公的な機関と捉えられがちです。その中で全国的に社協のあり方を見直す動きが出ております。福祉行政を推進する市の立場でお答えをお願いいたします。

まず、社協への市の補助金と事業委託決定の基準はあるかどうか、お尋ねいたします。

**○福祉部長（小澤直樹君）**

現在、市としましては社会福祉協議会へ人件費補助を行っております。自主運営を助長し、補助団体の健全な運営と質的な向上、団体及び人材の育成を図ることに着目をいたしまして、社会福祉事業の発展、活性化による地域福祉の推進を図るため、社会福祉協議会事務局本部運営に必要な人件費を基本の積算としております。

また、指定管理事業におきましては、条例でありますとか基本方針、運用方針に基づき決定しております。ほかの事業委託については、福祉事業に精通し、実績や継続性、地元地域への

密着性等を総合的に考慮して決定をしておるところでございます。以上でございます。

**○2番（山岡幹雄君）**

御答弁ありがとうございます。

社協は多岐にわたって大きな事業をやっております。愛西市も社協に委託した事業で、これらの事業を連絡調整、またこの事業に対して見直し等のモニタリングはしておるか、お尋ねいたします。

**○福祉部長（小澤直樹君）**

まず、指定管理事業につきましては、市の中でモニタリング指針を持っております。この指針に基づき、随時モニタリングは行っております。

ほかの委託事業につきましては、定期的連絡であったり、随時の問題解決のための協議や対応については行っております。また、必要に応じ、申し合わせ事項等の作成も行いまして、問題解決のための認識共有を図っておるところでございます。以上でございます。

**○2番（山岡幹雄君）**

社協といろいろ協議してみえて、愛西市の福祉事業をいろいろ推進していただいてみえると思います。社協の委託・自主事業と市の福祉政策との関連で、市が期待する社協の担う役割とは何でしょうか、お尋ねいたします。

**○福祉部長（小澤直樹君）**

社会福祉協議会につきましては、地域の人々が抱えておりますさまざまな福祉課題を地域全体の問題として捉えていただき、皆で支え合い、学び合い、誰もが安心して暮らせるまちづくりの実現を目指しております。

市が期待しておりますのは、住民の福祉活動の場づくり、仲間づくりなどの支援でありますとか、社会福祉にかかわるさまざまな組織、団体と連携をとりながら活動を進めるとともに、民間性を発揮した福祉サービスの企画と実施などに期待を寄せておるところでございます。以上です。

**○2番（山岡幹雄君）**

その次に、社協の運営している就労の支援の施設があると思います。運営の経緯と、これらの障害者に対する市の今後の考え方をお伺いさせていただきます。

**○福祉部長（小澤直樹君）**

まず就労支援施設の経緯でございます。障害者が地域で安心して暮らせる社会をつくることを目指しまして、障害者自立支援法が平成18年度から施行されております。福祉作業所の新体系への移行の経過措置も平成23年度末の期限がございました。この期限が迫ってきたこと、それに加えて作業所への県費補助事業、こういったものの廃止も決定をされ、財源確保が非常に難しくなってきたため、平成23年度に国の事業であります就労継続支援B型の障害者就労支援施設、こういったものに移行して現在まで引き継いでおるものでございます。

運営に当たりましては、移行以前から立田、佐織の2カ所の施設を社会福祉協議会が運営しておりました。障害の方の特性であります環境の変化に対応しにくいといったところから、変



化を緩和するため、または継続性でありますとかスムーズな移行、こういったことが望まれておりましたので、市職員出向のもと、旧4町村にありました4つの施設を1事業所として社会福祉協議会の指定管理といたしたものでございます。

今後につきましては、さまざまな障害を持った方、こういった方の最後の受け皿になる施設であるといった考えを持っておりまして、公共施設のマネジメントの中で財政バランスと住民のニーズ、こういったものを勘案しながら、現状の継続であったり、譲渡をすとか、いろいろなケースについて検討を行っていく考えでございます。以上でございます。

## ○2番（山岡幹雄君）

社協に対する期待は私も持つておるわけでございますが、そこで実際市が社会福祉協議会に多額の補助金と事業費も補助、また指定管理のほうを依頼してはいるわけですが、そこでお尋ねしたいのは、この社会福祉協議会の職員体制及び人件費を除く補助金額を教えてください。

## ○福祉部長（小澤直樹君）

まず、職員体制でございます。

本年4月1日現在の状況でございますが、常勤職員が24名、嘱託職員が13名、臨時職員については63名でございます。

なお、人件費を除いた補助金、こういったものについてはございません。以上でございます。

## ○2番（山岡幹雄君）

今の御答弁で、補助金は人件費だけだという御回答がございました。

それで、今年度、福祉だよりも記載してありますが、社会福祉協議会が実施する職員を募集しておるといことで、多くの職員を募集しております。その募集の関係でございますが、社協の職員募集について、市はどのように協議を行っているか、お尋ねいたします。

## ○福祉部長（小澤直樹君）

社会福祉協議会の職員募集につきましては、我々のほうには報告がございます。軽微なものにつきましては、我々のところへの報告で済みます場合もございます。また、今回のような大きな募集につきましては、市長部局と協議を行っております。以上でございます。

## ○2番（山岡幹雄君）

今回お尋ねしたかったのは、実際、愛西市がほかの団体にも人件費補助を行っております。その関係で各種補助団体の職員募集について、それをどのように行っているかというのは、過去においても疑問視される面が多くあると思います。

以前、社会福祉協議会がある保育園の指定管理をして、5年後、ある指定管理が公募になり、社会福祉協議会が指定管理できなかつたときがありました。それで、その方がたまたま僕の知り合いで、保育士として採用され、そこの保育士、もう1カ所指定管理があるんですが、そこにもお見えになるもんですから、実質資格があつてもその仕事に携われないと。それで、今、社会福祉協議会のほうで働いておるわけですが、実質、社会福祉協議会のあるべき姿ということで、今年度、職員を多く採用されて、今後の事業、またそれらに対していろいろ先ほど言った雇用問題で、そういう施設で仕事ができない場合、そういう問題が発生しております。また、

愛西市も今年度職員を採用されてみえると思うんですが、実質試験がどういう状態であるのか。また、ほかのシルバー、土地改良、商工会も人件費を補助しておるわけですが、その辺の関係でどのように採用試験があつて、されてみえるかというのは私もこれからちょっと調べさせていただくんですが、市のほうがそういう人件費を払うということは、ある程度そういうのに関与してもいいんじゃないかということだと僕は思います。

それで、こういう募集について市と協議をされておると思うんですけど、今回お尋ねしたいのは、社会福祉協議会は市になって職員の退職者は何人お見えになったのか。また、その退職者に対して退職金の支給はされたかどうか、お尋ねさせていただきます。

○福祉部長（小澤直樹君）

合併後の社会福祉協議会の退職者数でございますが、事務局の退職者として4人いるということになっております。

退職金については、支給をされているといったところで伺っております。以上です。

○2番（山岡幹雄君）

退職金は支払われてみえると。そこでお尋ねしたいのは、その退職金というか、退職共済掛金は補助金額に含まれているか、お尋ねいたします。

○福祉部長（小澤直樹君）

退職金の掛金につきましては、補助金に含まれております。

○2番（山岡幹雄君）

人件費補助の中にも、いろいろな福祉関係の補助も行っておるというふうに私も調べさせていただいて入っておると。

それで、数年前に局長が合併後ずうっとお勤めしていただいて、実際その方が、平成22年か23年か忘れましたが、その方が退職されました。その方は60を過ぎて、現在六十五、六だと思ふんですけど、その方に退職金が支払われたかどうか、お尋ねいたします。

○福祉部長（小澤直樹君）

その方の退職につきましては23年7月でございますが、退職金は支払われております。

○2番（山岡幹雄君）

先ほども言いましたように、愛西市が合併して愛西市が人件費補助を支払っておると。福利厚生費も払ってみえると思うんですけど、局長クラスだと思ふんですが、その方が人件費に含まれているかどうか、再度お尋ねいたします。

○福祉部長（小澤直樹君）

平成17年の合併当時から、昨年度、平成25年度までにつきましては、事務局長の人件費は補助に含まれております。ちなみに26年度からは補助対象外となっております。以上でございます。

○2番（山岡幹雄君）

そこで、今、愛西市の実態は再任用制度を行われて、昨年でしたかね、1年雇用をされて、あと退職されるわけですが、実質、今年度も退職される方が数人お見えになると思ふます。

それで、実質、人件費補助で60歳以上の方も多分現在払ってみえるかどうかわかりませんが、実質その補助金団体は人件費補助、60歳以上も補助しておる。今回、局長クラスも60過ぎて数年補助しておるわけですが、何か団体職員には60過ぎてても人件費補助。その方が優秀な人材であれば、その団体で人件費を持つのが普通かと僕は思うんですけど、今回、社会福祉協議会を問題視したことでお伺いしておるわけですが、僕から思うと、今回国のほうの関係もそうですが、天下りということで、国家公務員が実質早期退職されて、違う団体へ行かれて、そこに何年かおって、数年おってまた退職。それからまた違う団体へ行って、退職したときに退職金があると。私は愛西市の場合はないと思ったんですが、今回、局長に対してそういう天下りという表現は悪いんですけど、そういう退職金が支払われたということ自体が問題だと思うんですが、そこで市長にお尋ねするんですが、社協に対して今回人件費の補助は、僕は不適切な補助金ではないかと。それで、今年度は今の局長には補助の対象外と。じゃあ過去25年度までは払っておったというのは、どういう経緯で払ったかわかりませんが、こういう調査を行うかどうか、市長にお尋ねいたします。

#### ○市長（日永貴章君）

それでは、お答えをいたします。

社会福祉協議会への人件費に関しましては、退職共済掛金も人件費と理解いたしまして、現在、人件費補助をさせていただいております。今後、議員からの御指摘もございますので、近隣市町村などの状況を確認していきたいというふうに考えております。以上です。

#### ○2番（山岡幹雄君）

やはり公平に、これから団塊世代の方々が退職されて、私も逆の立場であれば、そこに雇用されて退職されたときに退職金が多少なりともあった場合、それが知ってそこに行かれたかわかりませんが、実際そういうことが私も初めて調べさせていただいてわかって、ちょっと御指摘をさせていただくんですが、今後とも調査して、実質それが合法的なのか不適切なのかは、今後また再度追及させていただきましますので、よろしく願いいたします。

それで、次の質問に入らせていただきます。

昨年12月に同じような形で、法令遵守のコンプライアンス条例の制定について質問をさせていただきました。4月に新聞の報道にもありましたように、職員の不祥事がありました。そのような関係で、早急にコンプライアンス条例を制定されたらどうか、再度お尋ねいたします。

#### ○総務部長（石原 光君）

法令遵守条例の制定の関係についてお尋ねをいただきました。

まずお答えをする前に、今、市が規定をしております遵守規定というものがいろいろあるわけですが、その辺の現状の整備状況についてお答えをさせていただきたいと思っております。

現在、これはどこの市町でも整備をしておりますけれども、市の職員の倫理規程というものがございまして、そして市も不当要求行為等対策の要綱も一応整備しております。そして、昨年整備をいたしました外部の者等からの職務に関する働きかけに対する事務取扱内規、そして

愛西市職員等の公益通報に関する要綱と、こういうような規程あるいは要綱、内規というものを定めておまして、職員のほうには既に周知といたしますか、そういったものを図っておるのが現状であります。

そして、ただいま申し上げた要綱、規定というものは条例に格付はしておりませんが、職員の法令遵守に対する法的整備がなされておるといように、私どもとしてはそういうような解釈であります。

そして、昨年、先ほど議員のほうからも御質問の中にもありましたように、12月定例会でこういった御質問をお受けした経緯がございます。そして、そのときもお答えを申し上げますけれども、最も肝心なのは、確かに条例を制定しておる市、自治体というのも私どもよく承知はしておりますけれども、条例を制定してそれで終わりかというものではありませんし、先ほど申し上げましたように、職員の法令遵守に対する規定、要綱、内規、一応そういった法令整備的にはされておるとい認識をしておりますので、やはり職員の法令遵守に対する意識というものを徹底していくということがやはり必要ではなかろうかなというふうに思っておりますので、法令遵守に対する意識向上については、今後も研修とか指導等含めて、より一層向上に努めていきたいなというふうに考えておりますので、現時点でお答えできるのはその範囲という形をお願いしたいと思います。

## ○2番（山岡幹雄君）

それぞれの要綱とか内規とかあるわけですが、実質コンプライアンスの条例等については2種類あるわけでありまして、不当な要求行為等の対処型は一般市民、団体、いろんなところから不当な請求があった場合、こういう法律があればそれを妨げられると。あと、公益通報型とって、実質各課、いろいろ部署においてそれぞれの過去の4自治体が1つになったわけでございますので、関連でいろいろあったということで、新しい職員も今現在雇用されております。その方々が、これ法的におかしいんじゃないかということでもいろいろできるということ、2つの形ができるということで、職員を守る、要するにどうということかと市長を守るための条例かと僕は思うんですが、そこで今月の広報等にもあるわけですが、再度お尋ねさせていただきます。

ことし4月にいろいろ新聞にありましたように、不祥事がありました。これまで愛西市にとって不祥事は何件あったか。その後どのような対策をしたのか、お尋ねいたします。

## ○総務部長（石原 光君）

職員の懲戒処分の状況ということでの御質問でございますので、お答えをさせていただきます。

平成17年4月1日に合併をいたしまして、本日までの合計で申し上げたいと思います。減給処分が5件、それから戒告処分が3件、訓告処分が19件ということで、懲戒規定にのっとってそれぞれ処分をしたという内容でございます。

そして、先ほど来議員のほうからも今年度に入ってそういった不祥事が発覚したわけでございますけれども、いろいろ対策につきましては処分案件の原因に対して、どうしてそのことが

発生したのかと。原因についてよく究明をした中で、次の再発防止を図る。繰り返し繰り返し伝えていくといえますか、いろいろ規定とか要綱とかそういうものがありますけれども、それは一つの課の中、セクションの中でも絶えずそういった機会を捉えた中での意識というものを啓発していくというのが重要ではないか。これは市全体も含めての話でありますけれども、その都度その都度事務の改善も含めて執行上図っているというのが現状でございます。

## ○2番（山岡幹雄君）

いろいろ不祥事が、数件職員が処分されてみえるという御回答でございました。

それで、2点ほどお尋ねしたいんですが、まず1点は26年度の予算の中で、2月20日の中日新聞の記事に、雀ヶ森の一般廃棄物の最終処分場調査費に1,691万を計上して調査をすると。埋め立て終了、立田村当時から10年経過し、廃止の手続がされていない。これは市長が新しく当選され、決断されて、これを計上されたわけでございますが、なぜ10年廃止の手続をされなかったのか。10年以上たって、市の対応はどのようにされたか、お尋ねいたします。

## ○市民生活部長（永田和美君）

雀ヶ森町にあります一般廃棄物最終処分場でございますが、海部地区環境事務組合の八穂クリーンセンターが本格稼働を開始した以降につきましては使用してございません。廃止する場合につきましては、愛知県に協議いたしましたところ、現在の一般廃棄物処分場におきましては、保有水の水処理施設がないと。また、処分場としての適性を欠いているためということで、水処理施設を設置するとか、廃棄物を場外に持ち出して処理するかと、いずれの方法によるかの指導がございました。

そこで、現在実施しております最終処分場の適正化設計委託業務におきまして、ごみの組成分析、保有水の水質、水量、廃棄物の量及び生活環境調査を実施しまして、その結果に基づいて適正化実施計画を作成している状況でございます。以上です。

## ○2番（山岡幹雄君）

理由は、今御答弁された理由で、今現在そういう形になると。これは早期に対処しておれば、先ほど調査費が1,691万、予算の必要はなかったと思うんですが、実際1,600万という金額がどうして必要なのか。これは個人的に私が思うのは、どういう形態でこの予算が組まれるか。要するに自分の家であれば、1,600万というのは相当な金額です。いとも簡単に調査しますよ、その後どうなりますかということはまた後でお尋ねするんですが、実質そういうものがなぜ1,600万も計上しなければならない原因は何かなど。一つ、今言われたように廃止届が出てないということは、一つは職員の怠慢ということしか思えませんが、そういう関係で今御答弁ありました八穂クリーンセンターが本格的に稼働開始した以後はしておらずと。要するにこの八穂クリーンセンターはいつから開始されたのか、お尋ねいたします。

なぜそのときに廃止しなかったのか。過去の話ですので多分難しいと思いますが、お尋ねいたします。

## ○市民生活部長（永田和美君）

八穂クリーンセンターの本格稼働につきましては、平成14年6月1日でございます。この1

年では当時の立田村としまして、最終処分場は今後も使用するという方針でございました。その後合併をしまして、しばらくはその方針に変わりはございませんでしたけれども、現実には使用はされておりました。愛西市としましては、この処分場を閉鎖する方向で平成22年度になりますけれども、愛知県と協議をいたしまして閉鎖するための指導、協力をお願いしているところでございます。以上でございます。

## ○2番（山岡幹雄君）

御答弁ありがとうございます。

そうすると、今御回答がございました平成14年6月に八穂クリーンセンターが本格的な稼働をした。そのときに廃止しておれば、今回の1,691万というのは計上しなくてもよかったと。その当時、誰の責任かどうかと僕が追及するのはおこがましいんですが、実質、そのときに廃止しておればこの金額提示はなかったと。それは実際どのように今後調査されるのかわかりませんが、ぜひとも調査していただいて、そのときに処理しておれば、くだいんですが1,691万計上しなくてもいいし、今後処理に係る手続をどうされるかわかりませんが、それもまた愛西市として負担しなければならない。このような状態を市長にお尋ねしたいんですが、処理場について市長の考え方を御回答お願いします。

## ○市長（日永貴章君）

それでは、雀ヶ森の件について御答弁をさせていただきます。

この雀ヶ森の件につきましては、今年度予算をお認めいただいております。平成14年度であればこのような予算は必要ではなかったのではないかと山岡議員の御指摘ではございますけれども、そもそも雀ヶ森の処分場の設置状況がよかったのか悪かったのかということもございまして、今後今までも御答弁させていただいておりますけれども、この処分場につきましては関係機関の御指導をいただきながら、適切に今後対応していくことが必要であるというふうに私は理解いたしておりますので、今後とも適正な状況に持っていくよう努力していきたいというふうに思っております。以上でございます。

## ○2番（山岡幹雄君）

今の御答弁で適切に処理ということで、処理は処理でいいんですが、何せ合併して10年、平成28年から交付税、いろいろな福祉事業にも投資しなければならない愛西市がこういう過去の問題において事業を行わなければならないというのは、私から思うと誰かが責任をとるじゃなくて、また後でお尋ねするんですが、そういう考えで追及されるか調査されるか僕はわかりませんが、それで次にこれも新聞報道で市民の方からちょっとお尋ねがあって、今回再度質問をさせていただきます。

ことしの1月31日、中日新聞に給食の残飯の飼料利用愛西市が中止という記事がありました。国は2005年、廃棄物処理法の適用基準を厳格化により、農家の負担で残飯を買い取った場合、有価物になると。費用を払って処理を委託すれば廃棄物、費用は市が今回払っておるわけですが、そんなような形で報道がありました。これは今回委託業者は廃棄物処理法に抵触するんじ

やないかという報道について、市のお考えを御回答お願いします。

#### ○教育部長（五島直和君）

残菜についての問題でございますが、まず学校給食佐屋センター時代より平成25年12月までは、残菜リサイクル業務委託というような形で、愛西市の給食センターから出る残菜を業者委託契約して処理しておりました。リサイクル処理費用といたしましては、年間で55万というような形で随意契約を結び、処理を委託しておりました。

しかし、議員言うように国が廃棄物処理法の適用基準を厳格化したため、費用を払って処理を委託すれば廃棄物とみなされ、廃棄物処理の許可を持たないと処理できないのではないかという外部からの御指摘を受けましたので、上部機関と相談させていただきました。その結果、1月からは一般廃棄物収集運搬の許可を有している業者に変更させていただき、処理委託いたしました。その後、新聞報道がされたというような経緯でございます。

変更後の処理委託期間は、とりあえず26年1月から3月までを一つと。それから、26年4月からはPFI愛西市学校給食センター株式会社が業務を行っております。以上です。

#### ○2番（山岡幹雄君）

今の御回答ありがとうございます。

今回、この新聞報道によって私が12月に質問させていただきました。実質コンプライアンスの関係で法的に理解度、またいろいろあるかと思うんですが、まず1点は決算のときもお話しさせていただいたんですけど、随意契約を結んでおるということであれば、これはれっきとした業者が委託業者であると。日永市長とこの業者と契約を結んでおって、55万契約を結んでおるわけです。実質そういう資格があるかどうか、また後でお尋ねするんですが、随意契約というのはある程度信頼がある業者で、ここしかできないとかいろいろ特典はあると思うんですわ。その選択法も後で指摘させていただくんですが、先ほど出ましたPFI方式ですね。学校給食センターのPFI方式の特徴等をちょっと説明をお願いいたします。

#### ○教育部長（五島直和君）

PFIについての御説明をさせていただきます。

PFIというものは、民間の資金と経営能力、技術力を活用して、公共施設等の設計、建設、改修、更新や維持管理、運営、こういうものを行う公共事業の手法の一つであります。安くてすぐれた品質の公共サービスの提供を実現するというような目的で行われております。

当市におきましても、学校給食佐屋センター並びに学校給食立田センターが昭和40年代から稼働しており、両センターとも老朽化が進んでおりました。そういうような状況を踏まえ、設備の更新及び施設の合理化運営に取り組む必要に迫られ、民間のノウハウや技術力の活用と、そういう面で事業コストの削減であるとか、質の高い公共サービスの期待ができるPFI手法による新しい給食センターを整備しました。

PFI方式の契約は長期にわたり、平成22年度から38年度の契約を結んでおります。そして、メリットというようなところでございますが、まず1点目といたしましては、事業者へのノウハウの蓄積による効率化や、市の担当や栄養士とのコミュニケーションの円滑が可能となり、

情報が共有でき、安心・安全な栄養ある給食が提供できると。また2点目は、事業者はサービスの水準を長期にわたり維持することができ、効率的な運営ができると。3点目といたしまして、施設、機械等施設全般の修繕について、故障等発生するたび、従来の公共側での対応を行っていたことが、これらを全て民間業者が実施するために、スムーズな対応や予防保全による維持管理が可能と、そういうようなことがありますので維持管理の削減もできると、そういうような利点でPFIが成り立つと。そういうようなことで説明を終わらせていただきます。

## ○2番（山岡幹雄君）

施設の老朽化でPFI方式をとられたと。私も記憶があるんですが、初めて議員になったときに給食センター、PFI方式、同期の議員と勉強させていただいて、新しい事業をやるんだなど。これはヨーロッパのほうでそういう事業が拡大して、設計監理、全部ここに任せて、数年来全部やっていただくと。新しいことだなということで記憶にございます。

今回、問題があった給食の残飯委託業者になった経緯は、PFI事業方式のとき、なぜこの業者になったか、その経緯を教えてください。

## ○教育部長（五島直和君）

まず、残渣リサイクルというような業務の視点から、合併以前より委託業者と契約を結んでおりました。当然信頼と実績があるというようなことで結んでおりました。そして、引き続き合併のときに、当然PFIの検討をする中でも、この残渣のリサイクルというようなことをある程度優先的というか、そういうような視点において考えておりましたので、PFIの愛西市学校給食センターの事業の中には含まない形で、従来どおり実績、信用と、そういう面を加味して委託業者に引き続きお願いをしていたというようなことでございます。

## ○2番（山岡幹雄君）

今の部長の御答弁の中で、信頼と実績がある業者だと、そういうことであれば、その前にお話がありましたPFIの業者、愛西市学校給食センターが開設されたときに、なぜ最初から、今回今年度は違う業者がPFIをやっておると。これ推測するんですが、実際資格がないもので、愛西市の市長と契約して、今の言ったPFI株式会社愛西市学校給食センターが最初からそこと信頼があればやればよかったのを、これちょっと歯車が合わなかったかどうかわかりませんが、してないと。今年度からはすると。何か矛盾を感じるんですが、実際なぜ最初からそこと契約しなかったか、何か理由があるんですか。先ほど言われた信頼と実績がある業者であれば、間違いなく今のセンターと契約を結んで処理をしていただければいいんですけど、何か問題があったんですか。お尋ねいたします。

## ○教育部長（五島直和君）

先ほど若干答弁の中でも触れさせていただきましたが、市として残渣のリサイクル処理というような目線で業者と契約を結んで、至ったというようなことでございます。

## ○2番（山岡幹雄君）

今の部長の御答弁は、残菜のリサイクル処理を優先的にしたという答弁がございました。

それで、委託料についてちょっとお尋ねするんですが、24年度も多分年間55万、月5万円ず



つ支払っておると思いますが、間違いありませんか。

**○教育部長（五島直和君）**

平成25年度は、先ほど答弁させていただきましたが、途中で委託業者を変更いたしましたので、年間55万にはなっておりません。ただ、24年度は55万というような支払いで行っております。

**○2番（山岡幹雄君）**

私は決算のときにもお尋ねしたんですが、会計室長にもこの支払いについて月5万ずつ払ってみえるということで、それは月ごと払ってみると。

それで、簡単に考えると、月5万、8月は夏休みで払わない。7月はどうですかと決算のときにお尋ねしたら、数日間給食をやっておると。そうすると普通の月と7月とは相当の差があります。業者については、多分安く値打ちにやってみえると思うんですが、7月の5万円は普通の月と違って払い過ぎじゃないですか。その辺どうですか。

**○教育部長（五島直和君）**

まず、先ほど来言っています年間一応55万ということでやっております。そうした中で、やはりある程度何がベースになるかということ、月当たり5万円と。その中で8月は夏休みですので11カ月掛ける5万円というようなベースで55万です。

ただ、議員言われるように、じゃあ7月は夏休みだから給食日数少ないよねと、おっしゃることも一つです。ただ、年間通じますと、例えば年末年始であるとか、3月も同様に給食日数というのは差がございます。そういうのも含んで平均して月5万円というような考え方でやらせていただいております。

**○2番（山岡幹雄君）**

平均して月5万円と、今27年度の査定に入っておると思うんですが、実質そういう簡単に根拠が月平均で5万円という、今後27年度の予算書もちょっと協議する場面もあると思うんですが、その辺また今後委託料について、そういうふうな方針で愛西市はあるんだということで追及したいと思います。

それで、今回、先ほどコンプライアンスの関係で総務部長が言われた、本市では愛西市職員の倫理規程があったり、愛西市の不当要求の要綱があったり、外部等から職務に関する働きかけに対する事務取扱内規、ほかにも要綱があるんですが、先ほど言いました平成25年7月1日から外部からの者等の職務に関する働きかけに対する事務取扱内規、そこに記載してあるんですが、特定の個人、事業者、団体の有利または不利となるような取り計らい、依頼することはいけないと。その中に売買、貸し付け、賃貸、請負、委託、損失補償等の契約に関するということ、25年7月1日から施行されているんですが、今回の業者も佐屋町のときからやってみえるという優秀な業者ですけど、明らかに資格があるかどうかわかりませんが、これに抵触するんじゃないですか。お答えをお願いします。

**○教育部長（五島直和君）**

今回、市と業者との委託契約に基づいておる部分でございまして、内規に当たるような部分

については抵触するようなことはないというふうに認識しております。

## ○2番（山岡幹雄君）

抵触はしないということですが、私の調べた資料で、学校給食の廃棄物のQ&A、現場から出るごみの処理について、これはどこが出したかちょっと書いてないんですが、申しわけないんですが、この資料によると、廃棄物、一般廃棄物とともに無許可の業者に廃棄物の収集・運搬の処理を依頼することはどうなるんですかという問いでございます。アンサーが、廃棄物の処理業者は産業廃棄物の処理は都道府県知事、またペット廃棄物処理法において定める市の市長の一般廃棄物の処理は、市町村長の許可を要します。そのほかの業者に処理を委託した場合は法に違反することになり、処理を委託した側も委託を受けた側も5年以下の懲役、もしくは1,000万円以下の罰金という罰則が定めてあります。これは産業廃棄物、一般廃棄物とも同様に罰則があるというふうにあります。

そんなような関係で、今回この新聞報道による関係で、今私が委託をした側も委託を受けた側もこの資料によると、5年以下、また1,000万円以下の罰則があるんですが、この関係で市長はこれについて調査されるかどうか、お尋ねいたします。

## ○教育部長（五島直和君）

1点、今の議員の御説明の中で少し勘違いがあるかと思えます。というのは、愛西市と残菜リサイクルの業者と委託契約を結んだときには、愛西市も業者の認識もリサイクルだというような認識で結んでいます。これが一般廃棄物を処理するという認識であれば、先ほどの観点でおかしいな、適法じゃないんじゃないかという御質問となりますが、当時はそういうリサイクルという観点で委託契約を結びました。

ただ、いろいろ外部からの御指摘もあり、県の声も聞き、その手法はやはり一般廃棄物としての処理じゃないんですかというような県のほうの指導もあったので、改めさせていただいておる。であるから、委託契約を結んだ当時はお互いにそういう姿勢で進んでいたということは説明させていただきたいと思えます。

## ○市長（日永貴章君）

それでは、私のほうから答弁をさせていただきます。

先ほど部長からも答弁をさせていただいておりますけれども、当初はリサイクルという観点から業者と委託契約を結びまして、そのような処理をしていたということで、今回、新聞報道に出たということは、市民の皆様方に心配な気持ちをさせていただいたことに対しては大変申しわけないなというふうに私自身も思っておりますし、今後このようなことがないように努めていきたいというふうに思っております。

あと、リサイクル法等いろいろ法律は年々変わってまいりますので、そのような情報を私ども市といたしましても給食センター以外の部分につきましても、しっかりと県等と連絡を密にしながら、合法的に進めていかなければならないというふうに思っております。

あと、今回の委託させていただいていた業者につきましても、委託契約に関しましては抵触することはないというふうに認識をしておりますので、現在のところ調査をする考えはござい

ませんので、御理解いただきたいというふうに思います。以上です。

**○2番（山岡幹雄君）**

市長の御答弁ですと、私が先ほど言った一般廃棄物も委託した側も委託を受けた業者も罰則規定があるんですが、市としての認識は、リサイクルだと。市側が幾らリサイクルだと言っても、県とか国がこれはリサイクルではありませんよと、国の通達にもあるわけですので、それがこの法律、いろんなものに抵触するかどうかは、再度また御質問させていただきます。

それで、実際今の市長の御答弁ですと、しないというふうに言い切られたわけですが、今後こういうコンプライアンスの関係で法律があるわけです。それが一方的な自治体の考えでまかり通れば、それは法律ということで条例を定めればいいと思うんですが、国のほうがそういうふうに定めておる以上、どっちが上位の法律なのか僕もわかりませんが、そういうことでまた再度、きょうも時間がありませんので、次回に質問させていただきますので、よろしく願いいたします。

それで、昨年12月に市長の御答弁にコンプライアンス条例について、法令遵守の意識で行えるというふうに考えておると、職員は。その辺にまた再度お尋ねするんですが、市長として、多分御回答は一緒だと思うんですけど、そういう条例を策定されるかどうか、お尋ねいたします。

**○市長（日永貴章君）**

私どもといたしましては、職員の指導をさらに強化をいたしまして法令遵守を徹底することに努めていきたいというふうに考えております。以上です。

**○2番（山岡幹雄君）**

ぜひとも法令遵守に従って、よろしく願いいたします。一方的な見解で行われれば、それはそれで進んでいくかわかりませんが、今回明らかにいろんなことで問題視されて、今現在の職員が困っておると僕は思います。過去にどういう経緯でこういうふうになったかというのは、明確にされたほうが僕はいいと思います。

それで、これは別のことを質問するんですが、先ほど言った補助団体4団体含めていろんな団体があります。特に4団体のことがあるんですけど、その4団体について倫理規定を把握しているかどうか。その4団体に不祥事があった場合、どのように対処しているか、お尋ねいたします。

**○総務部長（石原 光君）**

補助団体における倫理規定を把握しているのかという御質問でございますけれども、現時点では把握しておりません。やはり当然補助団体ということで、市が何らかの関与はする責任があるというふうに思っております。

しかしながら、職員の任用、先ほど採用の話もありましたけれども、当然懲戒等について団体の責任においてやっていただくというのも重要ではなかろうかなというふうに考えております。

**○2番（山岡幹雄君）**

私から思いますと、補助をしている以上、やはり第三者じゃなくて直接やれるような条例づくりなり何かをしないと、実際そういう仮に事実があった場合、対処の仕方の方法も考えられたほうが僕はいいと思います。これもまた再度質問させていただきます。

最後に、これから市職員の不祥事、何かあった場合、それぞれ要綱、内規等があるわけですが、これをあった場合、これからの対応はどのようにされるか、お尋ねいたします。

○総務部長（石原 光君）

先ほど来申し上げておりますように、今現時点では条例までは至っておりませんが、それぞれ整備した規定、あるいは内規、要綱、法令に遵守するような法的整備というものはされておるわけでありますので、今後についてでありますけれども、まず先ほど申し上げておりますように、職員の意識向上というのを常日ごろから努めていきたいと。

万が一、そういうのがあってはいけませんけれども、不祥事が起これば速やかな情報公開とともに、法に従った処分を下し、そこで再度再発防止に向けた対策を講じていくということが肝要ではなかろうかなというふうに考えております。以上です。

○2番（山岡幹雄君）

今、総務部長がお答えになられた不祥事があったら、速やかに御報告をよろしく願います。

また、今回の件については再度また私もいろいろ調べさせていただいて、このものについて最初言いましたように、愛西市は財源がありません。それで、企業誘致もして財源確保をするわけですが、やはり市民の方々から税金をいただいて、いかにそういう内輪でお金を縮小してやるかというのは、これからの課題かと僕は思います。そんなような形で、私のきょうの一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（鬼頭勝治君）

これにて2番議員の質問を終わります。

ここで休憩をとります。再開は3時20分といたします。

午後3時05分 休憩

午後3時20分 再開

○議長（鬼頭勝治君）

休憩を解き、再開をいたします。

次に、質問順位13番の4番・加藤敏彦議員の質問を許します。

4番・加藤敏彦議員。

○4番（加藤敏彦君）

それでは通告に従いまして、一般質問を行います。

今回は、不況対策について4点お尋ねをいたします。1つ目は不況についての認識です。2つ目には、付加価値商品券、プレミアム商品券についてです。3つ目は、住宅リフォーム助成についてです。4つ目は、消費税10%増税についての見解です。順次お尋ねをいたしますので、答弁のほどよろしく願います。

1つ目の不況についての認識についてお尋ねをいたします。

安倍政権が4月より消費税を8%に増税したことで、4月から6月の国内総生産が前期比マイナス7.1%、そして7月から9月の国内総生産、GDPがマイナス1.6%と、不況が進んでおります。また、実質賃金は下がり続け、日本の景気悪化を進行させております。

愛西市において、不況の状況はどうか。不況について市長はどのように認識しているか。市としての景気対策についてどのように考えているか、お尋ねをいたします。答弁をお願いいたします。

#### ○企画部長（山田喜久男君）

加藤議員の御質問に御答弁させていただきます。

GDPの数値を使って日本の景気状況を御質問されました。今、御質問の中で国内総生産、いわゆるGDPの数値でございますけれども、これがマイナスであるということで、この数値だけを捉えてみると、全国的には景気の低迷、または不況と考えることができるのかなという認識を持っております。

御質問の中で、愛西市についてはどうなんだということでありましてけれども、愛西市の中で独自で景気の動向を把握する指標というのは持ち合わせておりません。したがって、愛西市で現在景気の状態について判断することができないのが現状でございます。これは私ども商工会のほうにも担当を通じて確認をさせていただきましたけれども、商工会のほうでも判断する具体的な数字は持ち合わせていないということでもございました。

私ども地方におきましては、一時期全国的な株高、それから円安による景気の回復が見られたんではないかと言われていたころも、実は実感がないと。地方は実感がないんだというようなことも報道がされておりました。今回、先ほど議員がおっしゃられましたGDPだけを見れば、確かに数値的にマイナスということで景気の低迷ということは言えるかもわかりませんが、これも商工会に確認をしましたけれども、じゃあ不況になっているということになっているのかということなんですけれども、なかなか会員さんのほうもまだそちらのほうも実感がないと、変わらないというような回答でありました。したがって、地方の我々のほうでは、まだ身をもって感じられない現状ではないかなというふうに考えております。

そして、景気対策ということで、市としてできることということでありますけれども、私ども景気対策の一助になればいいなという考えの中で、一つの方策として公共事業の早期発注ということをご心にかけているところでございます。私からは以上でございます。

#### ○4番（加藤敏彦君）

今、部長のほうから、不況について、状況はわからないと。身をもって感じられないという答弁でありましたが、今、輸出大企業は円安でもうかると。しかし、輸入に頼る中小企業は、もうからないという状況です。愛西市の場合は、中小業者が多く占めていると思います。市として不況の状況が判断できないということは、また具体的な不況対策を行わないことになるのではないのでしょうか。市として状況を把握して、新年度予算にも反映できるのではないのでしょうか。不況の把握について必要であると考えますが、どのようにお考えでしょうか。

○企画部長（山田喜久男君）

市内のいわゆる生産業者の方もお見えになれば、市内から企業へお勤めの方、この割合もあります。また、農業をされている方もございます。こういった総合的に判断する数値がなかなか持てないということでもあります。

議員も先ほど国内総生産という数値をもって御紹介いただいておりますけれども、こういった調査を市としてやるということになれば、大変な時間がかかりますので、そういった数値は持ち合わせてないということでございますので、御理解をいただきたいと思います。

○4番（加藤敏彦君）

市として判断する状況を持っていないということですが、やはり国全体の経済については政府が経済対策ということで手を打つんですけれども、地元の業者については、県や市、地方自治体が責任を持って状況把握をするように努めなければ、具体的な対応は行えないんだというふうに私は思うんですけれども、やはり地元について愛西市については愛西市自身が何らかの方法でつかんでいくということが必要ではないかと思うんですけれども、その必要性について、市長、どのように考えられますか。

○市長（日永貴章君）

不況などについて、市として調査をするべきではないかという御質問だというふうに理解いたしておりますが、先ほど議員もおっしゃられましたけれども、国においては調査がなされているということ。それを愛西市のみでやるということについては、なかなか調査内容、調査対象も難しく、いかがなものかなというふうに感じております。できるならば広域的、例えば海部管内とか県とか、そういう単位でやるべきではないかなというふうに思っております。以上です。

○4番（加藤敏彦君）

今、市長は市独自ではなかなか必要性を調べることは難しいと。ただし、海部管内とか県とか、そういう範囲でつかんだらどうかと。必要性は一番身近な業者の方に対して、一番身近な自治体が責任を持っていくという、その必要性は認識されているということでしょうか。

○市長（日永貴章君）

どのような事業でもそうですけれども、やはりデータというのは大変重要になってくるという認識で御答弁させていただきました。以上です。

○4番（加藤敏彦君）

今、企画部長のほうからは市としての不況対策として、公共事業をできるだけ前倒しでやっていきたいと。今の認識の中でできることだと。今の状況の中で、例えば小規模企業等振興資金、商工資金の融資の保証料補助なんかもあると思うんですけど、それは今90%ではないかと思うんですけど、そういうものについてもやはり100%にするとか、少しでも今の範囲の中でもっとやれることはあるのではないかと思いますけど、そういう点についてはどうでしょうか。

○経済建設部長（加藤清和君）

近隣市町村の状況を見ましても、補助内容にいろいろなばらつきはございますが、愛西市においては低いほうではございませんので、市の財政状況から見ますと、この補助金の増額というのは困難だというふうに考えております。

#### ○4番（加藤敏彦君）

不況の状況について、市自身がまだ状況把握をされてなくて、商工会に伺う範囲ですので、その必要性についてまだ判断できない状況だと思います。必要な場合は、できることは手を尽くしていく。例えばずうっとではなくても、こういう落ち込みが見えてきているときには特別に手を差し伸べると。そういう公共事業前倒しをするように、つまりそういうことで一步踏み出すということは要望していきたいと思います。

次に、2つ目の付加価値商品券についてお尋ねをいたします。

今、消費税の増税で消費が冷え込み、景気が落ち込んでいる状況であります。消費を拡大する方法、施策として、付加価値のついた商品券、プレミアム商品券という名称などで発行されておりますが、付加価値のついた商品券、プレミアム商品券の発行は自治体で行うことができ、そのまちの消費を直接拡大し、景気を温める事業として有効であると考えます。

近隣では、稲沢市や一宮市が行っています。稲沢市のプレミアム商品券いなッピー商品券ですが、1万円で大型店では使用できない一般事業者の専用券が3,000円分と、全店で使用できる共通券が8,000円分で、消費者にとっては1,000円お得になり、また3,000円分は地元の中小業者しか使えないように配慮をされたものになっております。県下で実施している自治体はどこがあるでしょうか。また、この事業について市としての評価や実施についての見解をお尋ねいたします。

#### ○経済建設部長（加藤清和君）

尾張9市において実施している市町村につきましては、一宮市と稲沢市の2市であります。県内におきましては、そのほかに安城市、大府市、東郷町、扶桑町、飛島村の5市町村であります。

市としては、研修でいろいろなところへ行った中で、議員言われるそういうプレミアム商品券の話も出ます。その中で、商工会のほうへどういうふうだというようなことで、いろいろ確認はさせていただいておりますが、共同で事業を行っているものだという感覚の中で、商工会としては事業の実施の予定は現段階ではないということを確認させていただいております。

#### ○4番（加藤敏彦君）

現在、市としても商工会としてもプレミアム商品券の発行の考えがないという答弁ですけれども、付加価値のついた商品券を発行するということは、消費の拡大につながる、不況対策につながると思います。先日も尾鷲市の商品券についてニュースで報道されて、その商品券がすぐ売り切れてしまうというような報道もありましたけど、その効果について市としてはどのように認識されておられるでしょうか。

#### ○経済建設部長（加藤清和君）

議員が言われますように、評価としてはやっぱり愛西市内にある商店というのが少ない数で

すので、どうしても大きな店舗のほうへ回るといことが心配されるという部分の中で、なかなか実態として愛西市においてはそういうことの実行をするというのは、かなり難しい状況かなということ、商工会においてはそういう予測の中からのいろいろ勉強はさせていただくということなんです、今踏み切るといような状況にないといことは確認させていただいております。

○4番（加藤敏彦君）

この商品券の発行について、今、部長のほうからは難しい状況の説明がありましたけど、再度お尋ねしますけれども、消費が落ち込んでいる状況の中で、消費を拡大する上で付加価値のついた商品券の発行というのは、例えば年末に発行すれば年末の売り上げ、発行しただけ売り上げが上がるという効果を持っていると思いますけど、そういう効果についての認識はどうでしょうか。

○経済建設部長（加藤清和君）

議員言われますように、消費拡大のことにつきましては、商工会としては年末やお盆の時期に感謝祭という形の中で売り出しセールを行ったり、それに伴ってくじ引き等で集客を考えたりといようなことで、消費の拡大といことはそのような形で商工会としては取り組みをさせていただいております。

○4番（加藤敏彦君）

今、部長のほうからは商工会として消費拡大の取り組みの紹介がありましたけど、お尋ねしたのはプレミアム商品券の消費拡大の効果はあるかどうか。要するに愛西市の場合だとそれが取り組みにくいとい状況は説明されておりますけれども、消費拡大の効果についてお尋ねしております。

○経済建設部長（加藤清和君）

済みません。議員言われるように、地域によっては大きな効果があるものだといふうには考えております。

○4番（加藤敏彦君）

愛西市において、こういう商品券の発行がなかなか難しいといのは、今、部長の中からも大型店などに買い物に行かれてしまうといようなことでありましたけれども、例えば稲沢のように大型店で使えない部分も含めた工夫をすれば、そういう可能性があると思いますけれども、そういう工夫をすれば可能性があると思いますけど、その点についてはどのようなお考えでしょうか。

○経済建設部長（加藤清和君）

先ほども説明をさせていただきましたように、工夫をすればとい部分の中で、参加をさせていただく商店といのにやはり問題がありまして、そういう中で参加する商店が多ければ、議員が言われるように工夫次第で消費の拡大にもつながるといふうには思っております。

○4番（加藤敏彦君）

どれだけの商店が参加していただけるか。実施の条件についてなかなかハードルが高いとい



うようなことですが、この商品券の発行ですけれども、現段階の実施は予定ないということであると、全く将来的にも実施の可能性がないのか、そこら辺の可能性について再度お尋ねをいたします。

**○経済建設部長（加藤清和君）**

私が説明させていただきましたのは、現段階での話でありまして、今後商工会がいろいろ事業を行う中で計画をされて、参加商店数だとか、消費拡大につながるというような事業の振興というようなことで考えてきたときに、当然市のほうとしてはどのように行っていくかという検討は必要だと思います。

**○4番（加藤敏彦君）**

ありがとうございます。

次に、3点目の住宅リフォーム助成についてお尋ねをいたします。

不況で仕事が減っている状況において、住宅リフォーム助成を行って、市内の業者の仕事をふやす施策を行っている自治体があります。住宅リフォーム助成制度とは、地域の中小建設業者の運動や、また日本共産党議員団の奮闘で今全国の地方自治体に広がっております。昨年5月の段階で6つの県、556市区町村、合計562の自治体で実施されております。地域住民が住宅のリフォームを行った場合に、その経費の一部を自治体が助成することによって、住宅の改善を促進するとともに、中小零細業者の仕事づくりや地域経済の活性化にもつながっております。その助成は、耐震の改修や高齢者の住宅、介護や環境対応、林業育成、若者定住など多様なものとなり、年々使い勝手のよいものに改善されております。

愛知県内では、これまで蒲郡市、江南市、設楽町、東栄町が実施し、今年度は岩倉市、扶桑町、北名古屋市の3自治体の実施しております。例えば北名古屋市の助成制度は、予算が1,000万円で、10万円以上のリフォーム工事を行った場合に、工事の10%、上限10万円を助成するもので、業者は市内に本社を有する法人、または個人施工業者となっております。また、国においても今年度は国土交通省が長期有料化リフォーム推進事業の名称で住宅の長寿化に資する先導的なリフォームの取り組みを支援するとして、住宅の劣化対策、耐震性能、維持管理更新、省エネ性能、バリアフリーなどのリフォームを行う住宅について国の補助を行っております。

今回、国の住宅リフォーム制度が予算化されたことは一歩前進だと考えますが、地方自治体の取り組みとは違ったハードルの高いものになっております。そのために住宅の改善を望む消費者や中小零細業者の仕事づくりにかなったものになるかは疑問だと思っております。中小業者の仕事づくりとして、住宅リフォーム助成制度を本市としても検討すべきではないか、市の見解を伺います。

**○経済建設部長（加藤清和君）**

住宅リフォーム助成などの支援についての関係でございますが、愛西市としては現段階では考えておりません。というのは、現在、本市では地震対策に対する災害に対して住民の生命、財産を守る上からも耐震改修事業を推進しております。基準といたしまして、基準額に20万円

の上乗せをさせていただいておる中で、これもかなり浸透はされまして改修に踏み切る方々が徐々にふえている状況ですので、この事業で市のほうとしては推進していきたいというふうに考えております。

○4番（加藤敏彦君）

耐震改修事業については、震度2とか3の地震が最近も起きておりますので、やはりその事業は強めなければいけないと思いますけれども、不況対策として地元の業者の皆さんに仕事をつくっていくという点で、こういう住宅リフォーム助成制度に市としても取り組んでいただきたいという。不況対策の立場で提案をしておりますけれども、その点についての見解はどうでしょうか。

○経済建設部長（加藤清和君）

加藤議員言われますように、不況対策としては事業としてはそういう事業もあるのかなというのは当然考えますが、今後市のほうとしてはそういうような事業に対して、なるべく小さな事業については中小に発注ができるように、こういうような形でいろいろな形の中で、そういうような方法も考えていくべきだというふうに思っております。

○4番（加藤敏彦君）

耐震補強の事業についても、やはり中小業者ということも意識してなるべく下のほうに仕事ができるように研究していただきたいと思っております。

住宅リフォーム助成について、関連してお尋ねをいたしますが、一つは空き家リフォーム、一つは店舗リフォームであります。隣の津島市では、人口減少対策というか、住む住民をふやしていくということで、空き家リフォーム助成について今研究されているということを少し聞きました。国でも空き家対策の推進による居住環境の改善事業は行われているようではありますが、空き家リフォーム助成について、市のお考えはどうでしょうか。

住宅リフォーム助成で効果があった自治体では、さらに空き店舗の改修、店舗リフォーム助成に取り組んでいる自治体も出ておりますけれども、この店舗リフォーム助成についてはどのような考えか、お尋ねをしたいと思います。

○経済建設部長（加藤清和君）

現在、空き家問題が社会問題になっていることは認識をしております。市民の生命・財産を守るために、リフォームではなく、先ほどもお話をさせていただいたように、耐震改修を行っていただくことが一番重要であるというふうに取り組みをさせていただいております。空き家リフォーム助成につきましては、そういうようなことから現段階ではまだ考える時期ではないというふうに思っております。

次に、店舗リフォーム助成についてでございますが、これにつきましてはリフォーム助成ということは考えておりませんが、ただ各金融機関から借入れする際に補償金の一部を助成しております。融資制度などを御活用いただければ、そういうようなことが可能になるというふうに思っております。

○4番（加藤敏彦君）

空き家リフォーム助成、それから店舗リフォーム助成ですけれども、この議会でも人口少子化対策というようなことが議題にもなっておりますけれども、空き家対策については隣の津島市では住民をふやしていくというような観点から、今、研究されておるといふふうに聞きましたけれども、市長としてこういう人口をふやしていく対策の一つとして、空き家リフォームについては関心を持たれるのか、どのような意見を持っておられるのか、お尋ねしたいと思います。

○市長（日永貴章君）

空き家につきましては、以前から皆様方から御意見、御質問等をいろいろいただいております。当然市といたしましては、できる限り空き家ができるような状況は好ましくないというふうに思っておりますので、さまざまないい事例等あれば、今後研究していかなければならないというふうに考えております。

○4番（加藤敏彦君）

次に、4つ目の消費税増税についてお尋ねをいたします。

今議会にも消費税10%増の中止を求める請願が提案されております。消費税10%増税については、安倍首相は来年2015年10月からの実施を、2017年4月から実施するというところで今総選挙を行っているところであります。景気対策には消費の拡大が必要であります。消費の拡大には賃金の引き上げ、特に物価上昇を上回る実質賃金の拡大が必要であります。今、日本の実質賃金は15カ月間下がり続け、日本の景気悪化を進行させております。さらに4月からの消費税増税が追い打ちをかけ、一層深刻化しているのが景気の現状ではないでしょうか。

日本共産党は、これ以上の消費税増税はきっぱりと中止すべきと考えておりますが、市長としての見解はどうでしょうか、お尋ねをいたします。

○市長（日永貴章君）

それでは、消費税10%増税についてということで、どう答えていいのか、なかなか難しい御質問ではございますが、今回の消費税の増税分は御承知のとおり社会保障の充実と安定化の財源に充てるということが言われております。今後、社会保障制度を持続可能にするためには、安定財源が必要ということで、このようなことがうたわれているというふうに思っております。

見解といたしましては、先ほども申しましたが、安定的な財源を当然確保していただきたいということもございまして、市といたしましても、各種事業を行えば財源が必要となってまいります。消費税のみを捉えて議論するのではなく、さまざまな事業、施策を推進していくに当たって必要となる財源をどのように確保して、どのように配分するかを国においてはトータル的に検討がなされた結果として消費税増税ということになったのではないかなというふうに考えております。

しかしながら、国におきましては、地方の状況をしっかりと把握をしていただいて、やるべきこと、やらなければならないことを確実に実行して、地域の不安解消に努めていただきたい。とにかく国民が心配、不安にならないような施策をしていただきたいというふうに思っております。以上でございます。

○4番（加藤敏彦君）

ありがとうございます。

安倍首相は、今回の選挙をアベノミクス解散、安倍政権の経済政策を問う選挙と言っておりますけれども、アベノミクスでもうかったのは大資産家と輸出大企業であると思います。格差が拡大しているというふうに言われるゆえんであります。

12月2日の中日新聞には、企業の内部留保過去最高と。記事としては、財務省によると、安倍政権が発足した2012年12月末の内部留保は274兆4,000億円、2年足らずで49兆円ふえたと書いております。また、内部留保のうち3割を分配すれば、国内の全労働者の年間給与を30万円ふやすことも可能になると書いております。やはり愛西市の市民にとって、まず一番の不況対策、景気対策は消費税を上げないことであるというふうに考えます。こういう不況と言われる状況の中で、市としてもきちっと不況の状況を把握する体制を持っていただきたいと。同時に4月からの消費税増税が今の不況の引き金になっていることは明らかでありますので、そういう点ではやはりこういう増税をストップして、ため込んだところからきちっと国民に還元されることを表明いたしまして一般質問を終わります。

○議長（鬼頭勝治君）

これにて4番議員の質問を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（鬼頭勝治君）

次の継続会は12月10日午前10時より再開しますので、よろしくお願いをいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後3時50分 散会